

# 宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画

平成23年3月  
(令和3年12月改定)

宮 崎 県

## 目次

<b>I</b>	<b>宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画の基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1	地域計画の目的.....	1
2	地域計画の位置づけ.....	2
3	宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画の策定.....	2
<b>II</b>	<b>本県における海岸の現況と海岸漂着物等の状況</b> .....	<b>4</b>
1	自然的条件.....	4
(1)	海岸の地形的特徴.....	4
(2)	河川の状況.....	4
(3)	潮流、気候の状況.....	6
2	社会的条件.....	7
(1)	自然公園.....	7
(2)	港湾及び漁港施設.....	8
(3)	レクリエーション施設等.....	9
(4)	文化財.....	1 2
3	海岸漂着物等の状況.....	1 4
(1)	海岸漂着物等の状況.....	1 4
(2)	海岸漂着物量の推計.....	1 6
(3)	海岸漂着物の詳細調査.....	1 7
(4)	海岸漂着物等の傾向と課題.....	1 9
<b>III</b>	<b>本県の海岸漂着物対策の基本方針</b> .....	<b>2 0</b>
1	海岸漂着物等の円滑な処理の推進.....	2 0
(1)	海岸管理者等の処理の責任等.....	2 0
(2)	沿岸市町の要請.....	2 0
(3)	地域外からの海岸漂着物等に対する連携.....	2 1
(4)	漂流ごみ等の円滑な処理.....	2 1
(5)	海岸漂着物等の適正処理.....	2 1
(6)	技術的助言.....	2 1
(7)	国への協力の求め.....	2 2
2	海岸漂着物等の効果的な発生抑制.....	2 2
(1)	4 Rの推進による循環型社会の形成.....	2 2
(2)	発生の状況及び原因に関する実態把握.....	2 2
(3)	ごみ等の適正な処理の推進.....	2 3
(4)	ごみ等の投棄の防止.....	2 3
(5)	ごみ等の水域への流出又は飛散の防止.....	2 3

(6) 林地残材等の流出の防止	2 3
3 海岸漂着物対策に係る普及啓発及び環境教育の推進	2 4
(1) 普及啓発及び環境教育の推進	2 4
(2) 民間団体等との連携	2 4
4 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保	2 4
<b>IV 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域と対策の内容</b>	<b>2 7</b>
1 重点区域の設定	2 7
2 重点区域における海岸漂着物対策	2 9
(1) 海岸漂着物等の円滑な処理	2 9
(2) 海岸漂着物等の発生抑制に向けた取組	2 9
(3) 普及啓発及び環境教育に関する方策	3 0
<b>V 台風等災害などの緊急時の対応</b>	<b>3 2</b>
1 海岸漂着物等の大量漂着時における連絡体制	3 2
2 海岸漂着物等の処理対策	3 2
3 県民、民間団体等への協力要請	3 2
<b>VI 海岸漂着物対策の推進に係るその他必要な事項</b>	<b>3 3</b>
1 モニタリング調査の実施	3 3
2 地域計画の見直し	3 3
<b>重点区域位置図</b>	<b>3 5</b>
<b>資料編</b>	
1 海岸漂着物の概況調査（現存量調査）の概要	4 7
2 宮崎県海岸漂着物対策推進協議会設置要綱	6 4

**【用語の定義】**

当地域計画における次表左欄に掲げる用語は、次のとおりとします。

海岸漂着物	海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物
漂流ごみ等	我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物
海岸漂着物等	海岸漂着物及び漂流ごみ等
海岸管理者等	海岸法第2条第3項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行うものであってその権原に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者
海岸漂着物対策	海岸漂着物等の円滑な処理及び発生の抑制を図るため必要な施策

# I 宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画の基本的事項

## 1 地域計画の目的

海岸は、国土の四方を海に囲まれた我が国において、身近な存在であり、古来、人々の生活と生産活動を支えてきたかけがえのない財産です。

我が国の海岸には、白砂青松に代表される良好な景観を有する浜辺などが数多く存在しています。海岸は、陸と海が接し、砂浜、岩礁、干潟等多種多様な生物が相互に関係しながら生息・生育する貴重な場であるとともに、漁業活動の場や港としての利用はもとより、干拓によって農地の開発等も行われるなど、重要な役割も果たしています。さらには、海水浴といったレジャーやスポーツなど、私たちのレクリエーション活動の場としての役割も担っています。このように、私たちは、日々の生活において海岸がもたらす有形又は無形の多大な恵沢を享受しています。

延長およそ 406km の海岸線を有し、九州の東南部に位置する本県は、海幸・山幸伝説に代表されるように、古くから海、海岸と深いつながりがあつたことがうかがわれ、今でも自然や文化、漁業や観光といった産業など幾多の面から恩恵を享受しています。

しかしながら、海岸には多くの漂流物が漂着しており、様々な活動の支障となっています。特に、台風や豪雨による自然災害のみならず、降雨時の出水に起因して立木、灌木といった自然物や、その他のごみ類が河川その他の公共の水域を通じて海へと流され、波の力で再び陸へ、海岸に漂着することで、景観をはじめ、生態系など海岸環境の悪化や海岸機能の低下が懸念されます。

さらに近年では、海洋へ流出する廃プラスチック類や微細なプラスチック類（以下「マイクロプラスチック」という。）が生態系に与える影響等について国際的な関心が高まっており、これらは世界全体で取り組まなければならない課題となっています。

国は、平成 21 年 7 月、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成 21 年法律第 82 号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）を制定し、海岸の良好な景観及び環境の保全を目的に、国をはじめとした関係機関等による海岸漂着物対策が進められています。海岸漂着物処理推進法では、広範囲にわたる海岸漂着物対策に対して、国が基本方針を定め、また、同法第 14 条は、都道府県が海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときは、国の基本方針に基づき、海岸漂着物対策を推進するための計画を策定するとしています。

貴重な財産である海岸の良好な景観及び環境の保全のため、本県の海岸特性等を踏まえ、「宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定し、海岸漂着物等の対策を推進していきます。

## 2 地域計画の位置づけ

この地域計画は、海岸漂着物処理推進法第 14 条に基づく本県の海岸漂着物対策を推進するための計画です。

## 3 宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画の策定

海岸漂着物処理推進法第 14 条第 2 項は、地域計画に

- ① 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容
- ② 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項
- ③ 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

を定めることとしています。また、同法第 15 条は、県、住民及び民間の団体並びに関係する行政機関及び地方公共団体で組織する海岸漂着物対策推進協議会において、地域計画の作成又は変更に関して協議することとしています。

これらを踏まえ、本県では、学識経験者、関係団体、県、市町村等行政機関からなる「宮崎県海岸漂着物対策推進協議会」を組織し、本県における海岸漂着物対策についてその課題や海岸漂着物等の現状などについて検討、協議を重ねていただいた上で、県として地域計画を策定しました。

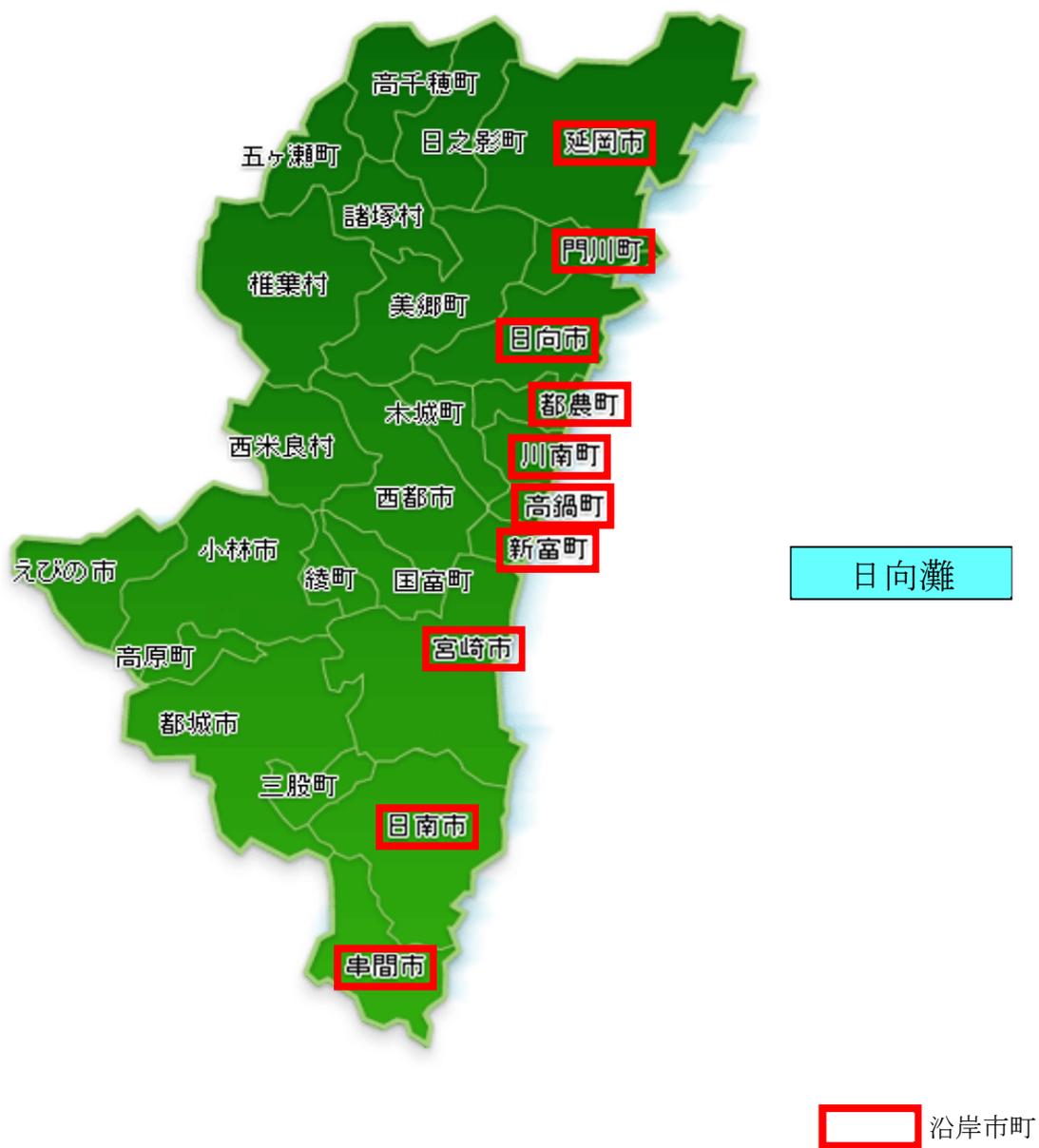


図 I - 1 - 1 市町村の状況

## II 本県における海岸の現況と海岸漂着物等の状況

### 1 自然的条件

本県では、太平洋(日向灘)に面する延岡市、門川町、日向市、都農町、川南町、高鍋町、新富町、宮崎市、日南市、串間市の5市5町(以下「沿岸市町」という。)が海岸線を有しています。

#### (1) 海岸の地形的特徴

延岡市北浦町宇戸崎から五ヶ瀬川河口までは、九州山地が沈水して生じた典型的なリアス式海岸となっており、半島や岬の突出と湾入が連続し、多くの海崖、海食洞、島嶼、岩礁島をまじえて極めて変化に富んだ海岸風景を呈しており、五ヶ瀬川河口から赤水海岸までは、沿岸漂砂が連続する海浜となっています。

赤水海岸から日向市美々津海岸までは、中新世に噴出した尾鈴山酸性岩類が分布し、遠見山半島、乙島、細島などの海岸では柱状節理の発達した海岸や海食洞を形成しており、小島や岩礁、海食台の点在に加え、お倉ヶ浜をはじめとして伊勢ヶ浜、金ヶ浜などの砂丘海岸が断続する多様性に富んだ海岸となっています。

美々津海岸から宮崎市青島までは、沿岸漂砂が連続する海浜を中心に、ほぼ直線的な海岸線を形成しており、太平洋からのうねり性のある波浪が直接来襲するほか、大小さまざまな河川が注ぎ込む海岸となっています。

青島から日南市油津付近までは、宮崎層群(新生代第三紀)に属する傾動地塊の鵜戸山地が日向灘に沈み、砂岩泥岩互層や砂岩が海波の浸食を受け、変化に富む海岸線となっています。砂岩泥岩互層の差別浸食により、海岸は浸食台となり「鬼の洗濯板」の景観を見せ、青島はこの浸食台の上に砂礫が堆積しています。また、海岸線は砂浜と荒磯が交互する地形となっています。

油津付近からは、宮崎層群の砂岩や基底礫岩と日南層群の頁岩や砂岩頁岩互層などが、屈曲のある海岸や島々を形成しています。海岸線の出入りは大きく、油津、外之浦などの湾入や都井岬の突出を見ることができます。海岸近くには小場島、七ッ岩、ビロ岩などの島や岩礁、暗礁が多くあります。

#### (2) 河川の状況

本県には、一級河川が5水系239河川、二級河川が53水系239河川、準用河川が21水系104河川あります。

これらのうち、日向灘に流れ下っている河川は55水系あり、一級河川では五ヶ瀬川、小丸川、大淀川、二級河川では沖田川、耳川、一ツ瀬川、清武川、広渡川、福島川などが挙げられます。

また、一級河川のうち大野川は大分県に、川内川は鹿児島県に流れ下り、海へ至っています。

表Ⅱ－１－１ 日向灘へ注ぐ主な河川の状況

河川名	延長 (km)	流域市町村	河口 所在市町
五ヶ瀬川	86.3	延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、 熊本県、大分県	延岡市
沖田川	13.0	延岡市	延岡市
五十鈴川	46.4	門川町、美郷町	門川町
耳川	94.8	日向市、諸塚村、椎葉村、美郷町	日向市
名貫川	14.7	川南町、都農町	川南町・ 都農町
平田川	16.0	川南町	川南町
小丸川	73.0	高鍋町、木城町、川南町、椎葉村、美郷町	高鍋町
一ツ瀬川	87.9	宮崎市、西都市、新富町、西米良村、椎葉村	宮崎市・ 新富町
石崎川	18.4	宮崎市、西都市	宮崎市
大淀川	85.0	宮崎市、都城市、小林市、三股町、高原町、 国富町、綾町、西米良村、鹿児島県、熊本県	宮崎市
清武川	25.9	宮崎市	宮崎市
加江田川	10.6	宮崎市	宮崎市
広渡川	32.5	日南市	日南市
細田川	13.4	日南市	日南市
潟上川	10.2	日南市	日南市
福島川	25.3	串間市	串間市

(注) 「延長」は、幹川の延長であり、支川の延長は含まない。

「流域市町村」には、支川流域の市町村を含む。

### (3) 潮流、気候の状況

本県沿岸の潮流は、上げ潮時(干潮の3時間後から満潮の3時間後まで)には北北東方向、下げ潮時(満潮の3時間後から干潮の3時間後まで)には南方向への流れが生じています。平均的な最強流速は、大潮時で南部が1.0ノット(0.5m/sec)、北部が1.8ノット(0.9m/sec)程度で、小潮時にはその半分となっています。また、沿岸は、直接太平洋に面していることから、風波が強く、台風等の影響を受けやすくなっています。

気候は、1年を通じて温暖で、日照時間、降水量ともに全国上位となっています。夏季は、前線や台風が遠く離れていても南から東寄りの湿った風が入り込みやすく、長時間雨に見舞われ、台風本体の接近とともに雨量が多くなる傾向が見られます。また冬季は、乾いた北から西寄りの風によって、快晴の日が多くなります。

## 2 社会的条件

### (1) 自然公園

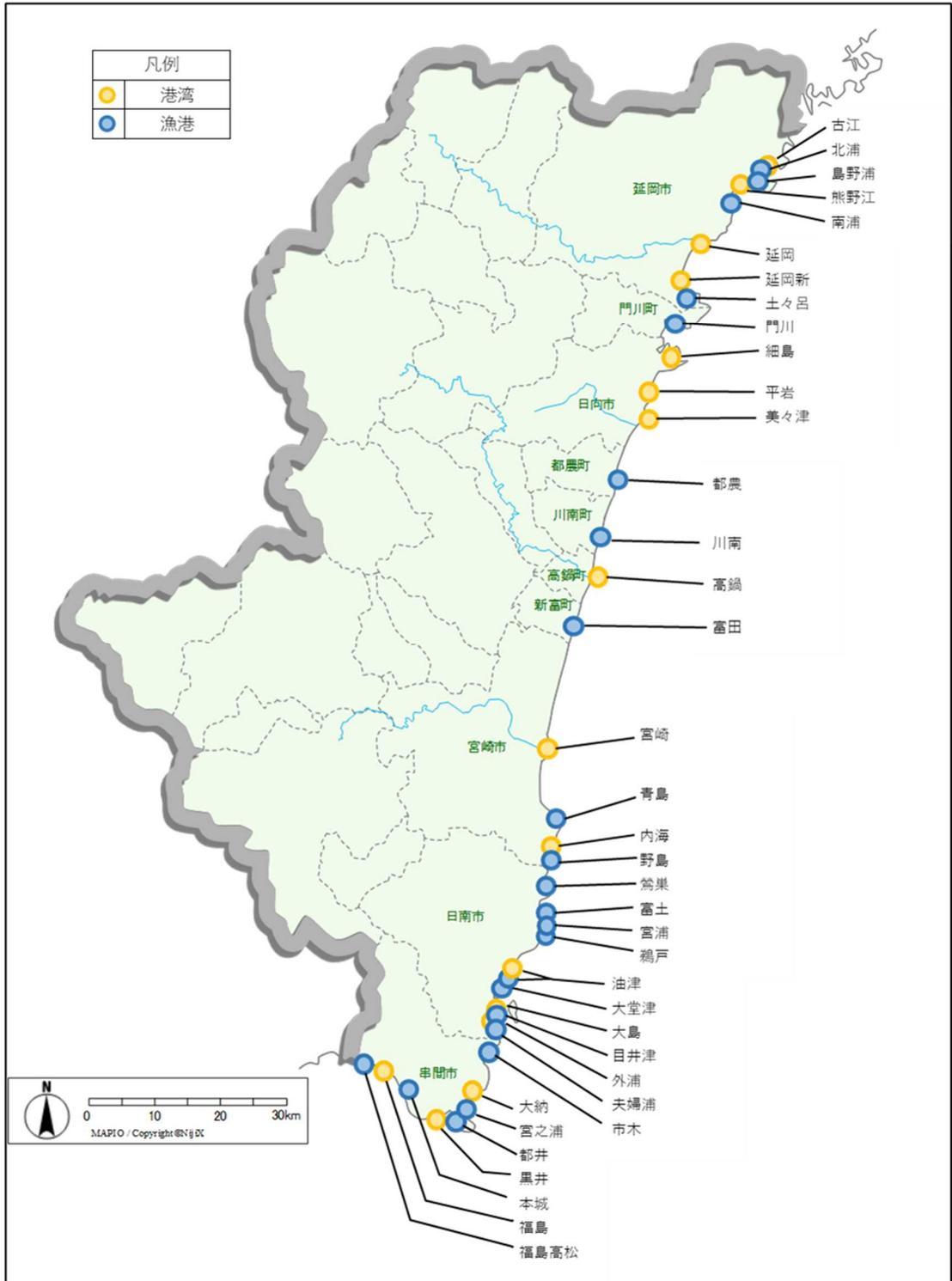
本県には、国立公園1か所、国定公園4か所、県立自然公園6か所があり、これらのうち、海岸線に沿って指定されているのは、「日豊海岸国定公園」と「日南海岸国定公園」で、それぞれが特徴のある良好な自然景観を有しています。



図Ⅱ－2－1 日豊海岸国定公園及び日南海岸国定公園の位置

## (2) 港湾及び漁港施設

本県には、細島港、宮崎港及び油津港の重要港湾、延岡新港、内海港及び福島港といった地方港湾など16の港湾と、大小合わせて23の漁港があり、地域のみならず県内の物資物流など経済活動の拠点となっています。



図Ⅱ-2-2 港湾及び漁港

### (3) レクリエーション施設等

#### ア 海洋性レクリエーション

本県では、海水浴、サーフィン、ダイビングなど様々な海洋性レクリエーションが盛んに行われています。

##### (ア)海水浴

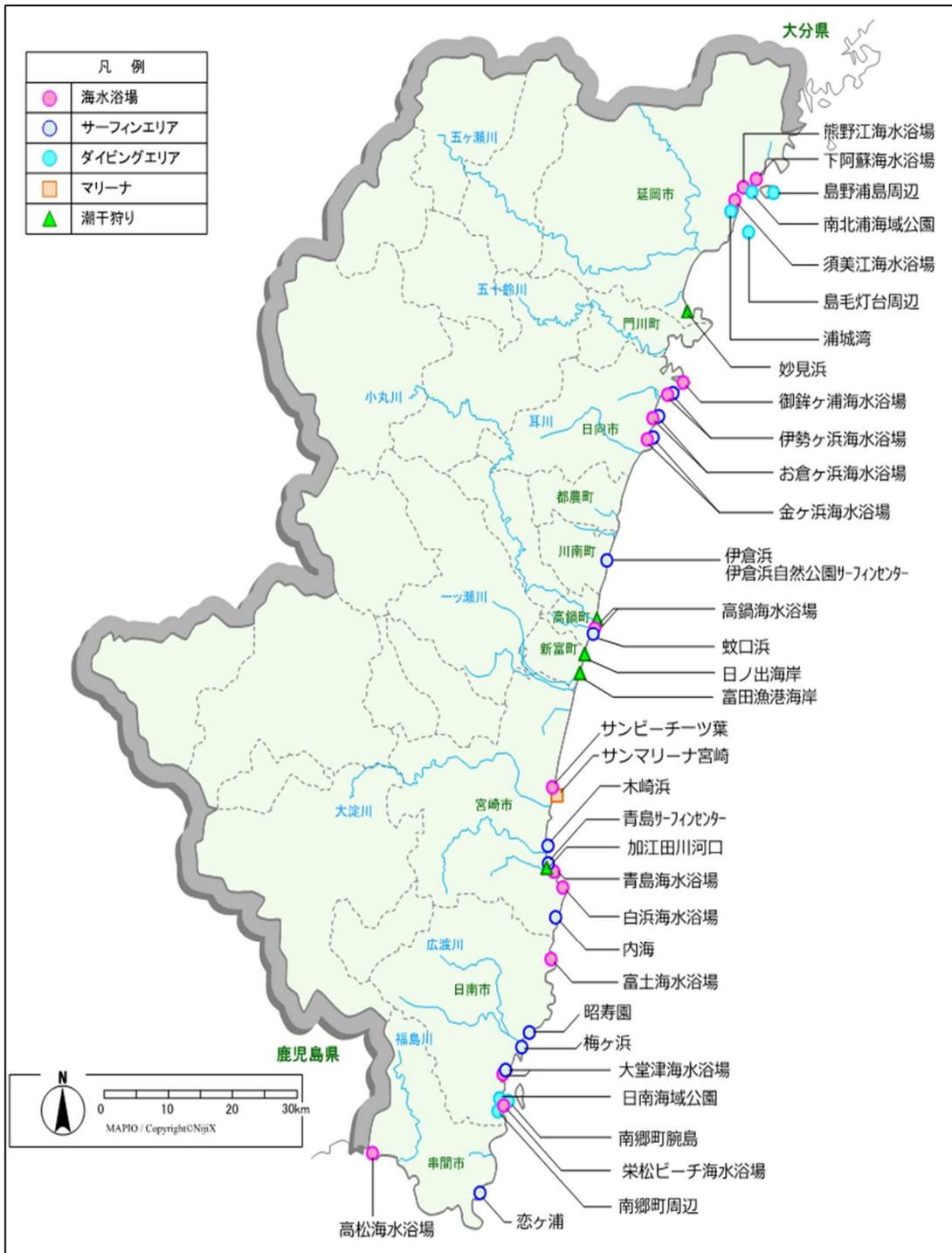
海水浴は、15か所の海水浴場で楽しむことができ、シーズン中は県内外から多くの方々が訪れます。本県の海水浴場は良好な水質に恵まれており、中でも延岡市の下阿蘇海水浴場、須美江海水浴場、日向市の伊勢ヶ浜海水浴場、高鍋町の高鍋海水浴場、宮崎市の青島海水浴場、日南市の富士海水浴場、大堂津海水浴場は環境省選定の「快水浴場百選」に選ばれています。

##### (イ)サーフィン

日向市のお倉ヶ浜や宮崎市の木崎浜での国際大会開催など、本県には、国内だけでなく海外にも知られるサーフポイントや、サーフィンセンターが整備されたスポットもあり、初心者から上級者まで楽しむことができる最適なサーフィン環境となっています。

##### (ウ)ダイビング

日豊海岸国定公園内の南北浦海域公園地区(延岡市)、日南海岸国定公園内の日南海域公園地区の2か所が海域公園として国の指定を受けています。これらは、黒潮の影響を受け、海水温、透明度も高く、テーブルサンゴ類や多くの魚類が生息しており、その周辺が絶好のダイビングスポットとなっています。

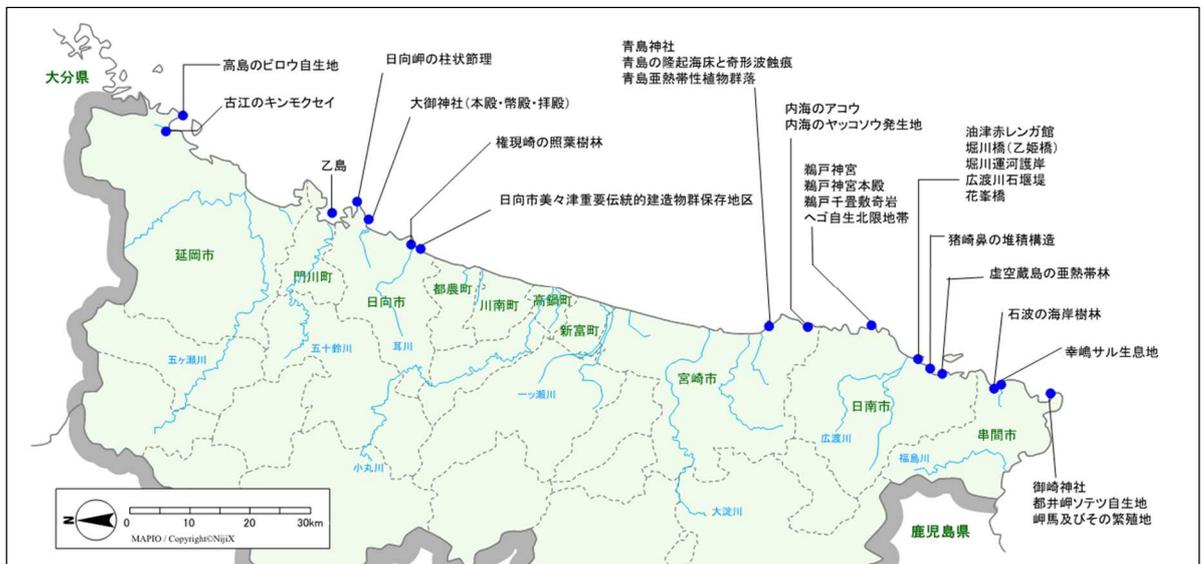


図Ⅱ-2-3 海洋性レクリエーションスポット



#### (4) 文化財

本県には、国指定の特別史跡「西都原古墳群」や名勝・天然記念物「高千穂峡谷」など、古くからの文化的、生活的活動によって生み出された文化財が数多くあります。これらのうち海岸部には、日向市の「大御神社本殿」や日南市の「油津赤レンガ館」などの登録有形文化財をはじめ、宮崎市の「青島亜熱帯性植物群落」などの特別天然記念物、串間市の「幸島サル生息地」と「岬馬およびその繁殖地」、延岡市の「高島のビロウ自生地」と宮崎市の「内海のアコウ」、日向市の「日向岬の柱状節理」と「青島の隆起海床と奇形波蝕痕」及び日南市の「猪崎鼻の堆積構造」などの天然記念物、日向市美々津地区の重要伝統的建造物群保存地区、日南市の「鶉戸」が名勝とされるなど、建造物や動植物、特徴的な地域や地形が国の文化財として指定、登録、選定されています。



図Ⅱ－２－５ 海岸に関係のある文化財の状況

また、県が指定する文化財のうち、特に海岸と深い関係のあるものとして、天然記念物「アカウミガメ及びその産卵地」が挙げられます。アカウミガメは、国や本県のレッドリスト(絶滅のおそれのある種)にも選定されており、産卵地である延岡市、日向市、高鍋町、新富町、宮崎市及び日南市では、5月から9月にかけての上陸・産卵期にあわせ、浜辺の清掃や産卵後の卵の管理など、様々な保護活動が行われています。



図Ⅱ-2-6 アカウミガメ産卵地

### 3 海岸漂着物等の状況

県では、令和2年度に沿岸市町の152か所、総延長94,781mで海岸漂着物の状況調査を実施しました。

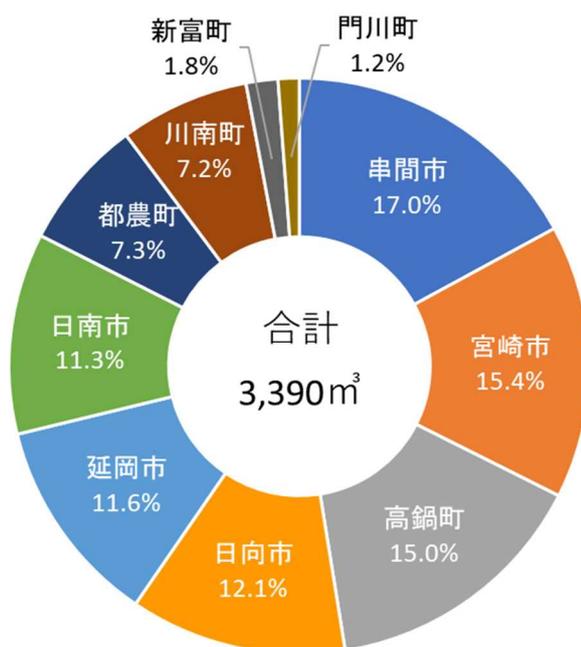
#### (1) 海岸漂着物等の状況

状況調査では、図Ⅱ-3-1に示すとおり、3,390 m<sup>3</sup>の漂着物を確認しています。

この量を海岸10m当たりで見ると、0.36 m<sup>3</sup>となります。

沿岸市町ごとの状況は、串間市の578 m<sup>3</sup>が最も多く、次いで宮崎市の522 m<sup>3</sup>、高鍋町の順となります。また、海岸10m当りに換算した漂着物量では、高鍋町の0.74 m<sup>3</sup>が最も多く、次いで串間市の0.38 m<sup>3</sup>、川南町の順となっています。

また、海岸漂着物等の組成は、図Ⅱ-3-2に示すとおり灌木などの流木が最も多く、全体の77.3%を占めており、次いで発泡スチロールの5.8%、その他プラスチックの5.5%、ペットボトルの4.7%とプラスチック系が続いています。



図Ⅱ-3-1 海岸漂着物等の状況

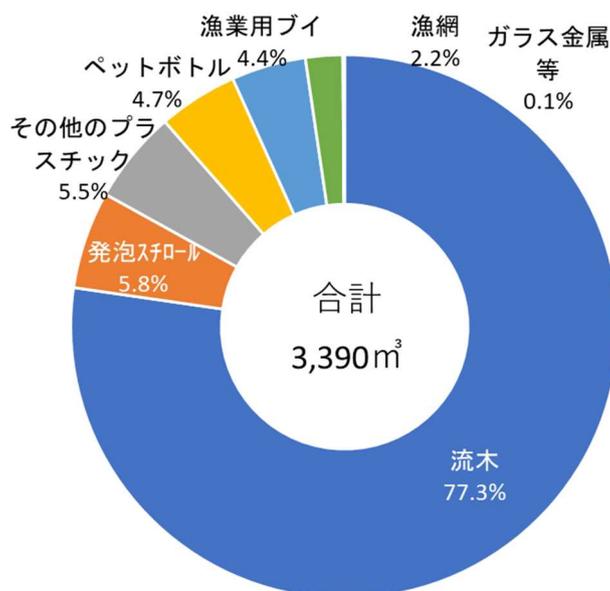


図 II - 3 - 2 海岸漂着物等の組成

表 II - 3 - 1 沿岸市町別海岸漂着物等の状況

地域	漂着物量 (m³)	漂着物の内訳 (%)							調査した海岸延長 (m)	海岸10mあたり漂着物量 (m³)
		発泡スチロール	ペットボトル	漁業用ブイ	漁網	その他のプラスチック	ガラス金属等	流木		
延岡市	395	7.7	3.7	2.8	3.1	3.0	0.0	79.7	12,455	0.32
門川町	40	8.1	10.2	6.0	9.7	11.7	0.1	54.4	2,255	0.18
日向市	409	2.5	2.2	2.1	2.2	2.2	0.0	88.8	11,960	0.34
都農町	248	3.6	2.7	2.7	2.7	4.8	0.0	83.3	7,080	0.35
川南町	245	5.1	5.0	4.9	2.7	10.0	0.1	72.4	6,760	0.36
高鍋町	510	5.5	5.5	5.5	3.9	5.5	0.0	74.1	6,850	0.74
新富町	60	3.3	5.0	5.0	1.7	5.0	0.0	80.0	5,350	0.11
宮崎市	522	5.1	5.1	5.0	0.0	5.7	0.0	79.0	16,136	0.32
日南市	384	9.8	5.8	5.3	0.8	7.9	0.4	70.0	10,690	0.36
串間市	578	6.5	5.4	5.3	2.2	5.9	0.0	74.7	15,245	0.38
県合計	3390	5.8	4.7	4.4	2.2	5.5	0.1	77.3	94,781	0.36

※表示単位未満四捨五入のため、合計の数値が一致しない場合があります。



図 II - 3 - 3 海岸漂着物等の状況 (左 : 日向市、右 : 延岡市)

## (2) 海岸漂着物量の推計

調査結果を基に本県の海岸漂着物量を推計すると、およそ 14,600 m<sup>3</sup> (406 km × 0.36 m<sup>3</sup>/10m) となります。この量は、標準的な 25m プール (およそ 480 m<sup>3</sup>) の 30 杯分に相当し、その内訳は、約 11,300 m<sup>3</sup> が灌木等の流木などの自然物、約 3,300 m<sup>3</sup> がプラスチック類などの人工物となります。

平成 22 年度の計画策定時には、県内の海岸漂着物総量をおよそ 25,500 m<sup>3</sup> と推計していましたが、それと比較すると 10,900 m<sup>3</sup> 減少していますが、プラスチック類については、3 倍近く増加しています。

表 II - 3 - 2 海岸漂着物推計量

	海岸漂着物推計量 (m <sup>3</sup> )	
	流木などの自然物	プラスチック類
平成22年度地域計画策定時	24,300	1,200
今回	11,300	3,300

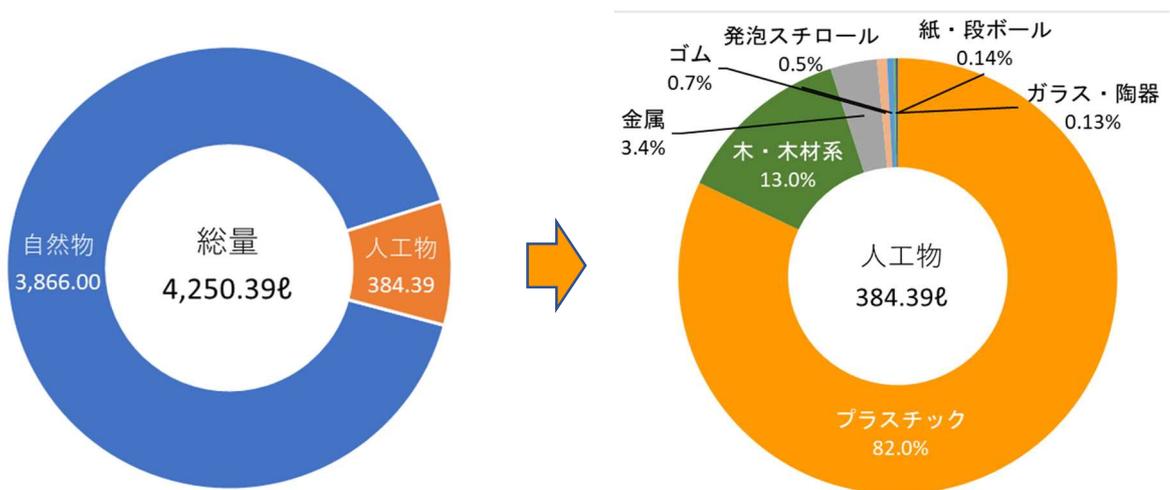
### (3) 海岸漂着物の詳細調査

海岸漂着物等の状況をより詳細に把握するため、日向市（耳川河口右岸）と宮崎市（大淀川河口部右岸）の2か所で、海岸をおおむね50m四方に区切り、その範囲に存在する漂着物の組成調査を実施しました。

#### ア 日向市（耳川河口右岸）

図Ⅱ-3-4、表Ⅱ-3-3に示すとおり、全体で4,250.39ℓ（重量に換算するとおおよそ640kg）の海岸漂着物を確認しました。灌木等の流木などの自然物が9割を超えており、プラスチックやガラスといった人工物の割合は小さくなっています。

これらの人工物のうち、プラスチックや発泡スチロールといった廃プラスチック類の割合は8割を超えています。



図Ⅱ-3-4 日向市の海岸における海岸漂着物等

表Ⅱ-3-3 日向市の海岸における海岸漂着物等

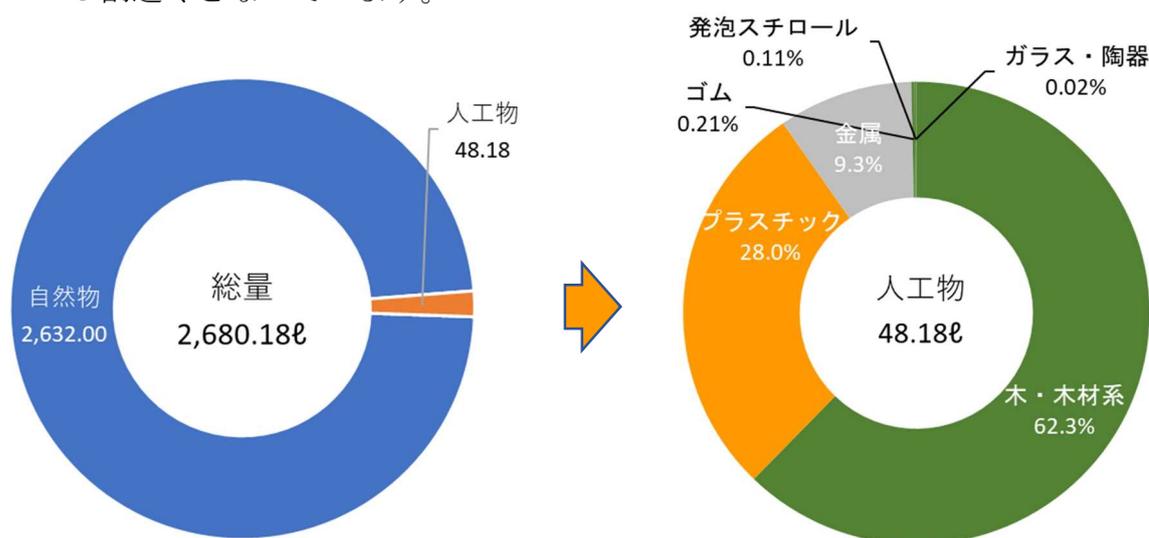
総量 (ℓ)	自然物	人工物							
		プラスチック	木・木材系	金属	ゴム	発泡スチロール	紙・段ボール	ガラス・陶器	
4250.39	3866.00	315.34	50.00	13.20	2.80	2.00	0.55	0.50	

※表示単位未満四捨五入のため、合計の値が一致しない場合があります。

イ 宮崎市（大淀川河口右岸）

図Ⅱ－３－５、表Ⅱ－３－４に示すとおり、全体で 2,680.18ℓ（重量に換算するとおおよそ 230 kg）の海岸漂着物を確認しました。灌木等の流木などの自然物が 98%を超え、プラスチックやガラスといった人工物の割合は非常に小さくなっています。

これらの人工物のうち、加工された木材の割合が日向市と比較して大きくなっていますが、プラスチックや発泡スチロールといった廃プラスチック類の割合も 3割近くとなっています。



図Ⅱ－３－５ 宮崎市の海岸における海岸漂着物等

表Ⅱ－３－４ 宮崎市の海岸における海岸漂着物等

総量 (ℓ)	自然物	人工物	人工物の内訳						
			木・ 木材系	プラス チック	金属	ゴム	発泡 スチロール	ガラス・ 陶器	紙・ 段ボール
2680.18	2632.00	48.18	30.00	13.51	4.50	0.10	0.06	0.01	0.00

※表示単位未満四捨五入のため、合計の値が一致しない場合があります。

#### (4) 海岸漂着物等の傾向と課題

##### ア 傾向

状況調査から、海岸漂着物等は本県沿岸にまんべんなく一定量存在していること、そのうち8割近くが灌木等の流木などの自然物であること、また、ペットボトル、食品容器など生活系のごみや、漁具、発泡スチロールなど事業系のごみも確認されており、特にプラスチック類については増加傾向にあることが分かりました。

そのほか、海岸漂着物等の排出元をペットボトルのラベルで確認したところ、7割以上が国内由来であることも分かりました。

今後、海岸漂着物等の状況把握や海岸漂着物対策の効果を確認するため、このような調査を継続して実施していく必要があります。

##### イ 課題

前記アの傾向を踏まえ、次に掲げる課題に対応する必要があります。

- ・海岸漂着物等により景観の悪化や漁業などの産業活動への影響が懸念されるため、それらを円滑かつ適正に処理する必要があります。特に、海岸漂着物等の多くを占める流木などの自然物については、台風等自然災害のみならず、河川の増水に伴って海域に流出することが多く、発生抑制に努める必要があります。
- ・海岸漂着物等には、生活系や事業系のごみ等が含まれており、これらを適正に処理する必要があります。特にプラスチックのごみについては、環境中で劣化し、マイクロプラスチックに変化すると回収が困難になるため、その前に処理する必要があります。
- ・陸域で発生したごみが河川その他の公共の水域を経由するなどして海域に流出又は飛散していることから、海岸漂着物対策は、沿岸市町だけでなく、内陸部を含めた県内すべての地域における共通の課題として、県民一人ひとりの行動を促す必要があります。海岸漂着物等の発生を抑制するため、海岸のみならず、海に至る河川流域における清掃活動の実施など、流域市町村が一体となった施策等に取り組む必要があります。

### Ⅲ 本県の海岸漂着物対策の基本方針

私たちは、海からの恩恵を引き続き享受できるよう、海岸の良好な景観や環境の保全を図っていかねばなりません。

県民一人ひとりが、海岸がかげがえのない貴重な財産であることを認識し、海岸漂着物問題への関心と海岸漂着物対策への理解を深めるため、本県における基本方針を定め、海岸漂着物等の円滑な処理及びその発生抑制に向けた取組を推進していきます。

#### 1 海岸漂着物等の円滑な処理の推進

海岸管理者等、県、沿岸市町は、現に海岸漂着物が集積している海岸の清潔の保持に努めるとともに、連携して海岸漂着物等の円滑な処理を図ります。

##### (1) 海岸管理者等の処理の責任等

###### ア 海岸管理者等の処理責任

海岸管理者等は、管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸漂着物の処理のため、必要な措置を講じなければなりません。

このため、海岸管理者等は、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じた措置を講じることが求められます。なお、その際には、海岸漂着物の回収や処分等（以下「処理」という。）に関して、海岸漂着物対策の体制や地域の実情を踏まえ、地域の関係者間で適切な役割分担のもとに実施することが求められます。

また、海岸管理者ではない海岸の土地（民有地等）の占有者又は管理者（以下「占有者等」という。）は、その海岸の土地の清潔が保たれるように努める必要があります。

###### イ 沿岸市町の協力義務

沿岸市町は、海岸漂着物の処理に関し、必要に応じて海岸管理者等又は占有者等と連携し、海岸漂着物の回収や、回収された海岸漂着物のうち、廃棄物処理施設の処理能力の範囲又は受け入れ基準を満たすものについて、その処理に取り組む必要があります。

##### (2) 沿岸市町の要請

沿岸市町は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物が存することに起因して地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物の処理のため必要な措置を講じるよう要請できます。

要請を受けた海岸管理者等は、その内容について検討し、必要があると判断する場合には、海岸漂着物の処理のため所要の措置を講じるものとします。

### (3) 地域外からの海岸漂着物等に対する連携

県は、海岸漂着物等の多くが他県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、当該他県に対して、海岸漂着物等の処理やその発生抑制に関して協力を求めるとともに、海岸管理者等の要請に基づく場合のほか、他県の協力を必要とする状況が生じていると判断する場合には、県は海岸管理者等の意見を聴いた上で、当該他県に協力を求めるものとします。

また、他県から協力を求められた場合、県は、その趣旨を踏まえて、協力を求めた他県と情報を共有し、海岸漂着物等の処理及びその発生抑制等のために、積極的に所要の措置を講じるよう努めます。

### (4) 漂流ごみ等の円滑な処理

漂流ごみ等が地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業など経済活動に支障を及ぼしている場合には、県は、国及び沿岸市町等と協力し、連携を図りながら、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進を図られるよう努めます。

### (5) 海岸漂着物等の適正処理

海岸管理者等及び沿岸市町は、回収された海岸漂着物等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正に収集、運搬及び処分を行う必要があります。

なお、県及び沿岸市町は、海岸漂着物等が不法投棄によって生じたものであって原因者の特定が可能な場合は、海岸漂着物処理推進法の規定にかかわらず、廃棄物処理法その他の関係法令の規定に基づく原状回復の措置の命令や行政指導など、当該原因者の責任においてその処理がなされるよう必要な措置を講じるものとします。

また、船舶等から流出した油や有害液体物質、座礁船等により海洋環境に著しい影響を及ぼす場合には、船舶所有者等は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。）等に基づき、防除措置等の適切な実施を図る必要があります。

### (6) 技術的助言

県は、海岸管理者等や占有者等による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、海岸管理者等及び沿岸市町の求めに応じて、海岸漂着物等の円滑な処理に必要な情報提供や技術的助言を行うものとします。

## (7) 国への協力の求め

県は、台風等の自然災害により海岸に漂着した流木などの海岸漂着物等が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合は、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物等の処理を的確かつ安全に実施するために必要な情報提供や技術的助言その他当該海岸漂着物等の処理に関する協力を求めるものとします。

## 2 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

海岸漂着物の対策には、海岸漂着物等の処理の推進と併せて、海岸漂着物等を発生させない取組も必要です。

海岸漂着物等には、流木のような自然物もあれば、県民の日常生活や事業活動によって生じるものもあります。これらは、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着することとなることから、海岸漂着物が発生しないよう、沿岸地域のみならず、県下全域で対策に取り組む必要があります。

また、太平洋を望む本県の地理的状況に鑑み、他県の海岸漂着物等の発生原因とならないよう、海岸漂着物等の発生抑制に取り組めます。

### (1) 4Rの推進による循環型社会の形成

海岸漂着物等は、県民の日常生活や事業活動に伴って発生するごみ等が原因となる場合があります。

このため、県は、NPO等の民間団体、事業者、市町村など多様な主体で構成する「宮崎県4R推進協議会」と連携し、4R（リフューズ〔ごみとなるものはもらわない〕、リデュース〔ごみの量を減らす〕、リユース〔繰り返し使う〕、リサイクル〔資源として再生利用する〕）の推進による循環型社会の形成を通じ、海岸漂着物等になり得るごみ等の発生抑制に努めます。

### (2) 発生の状況及び原因に関する実態把握

#### ア 海岸漂着物等の実態把握

県及び沿岸市町は、海岸漂着物等の発生の状況や原因を把握するため、必要な調査を実施するよう努めます。また、沿岸市町を除く市町村は、県や沿岸市町が実施する調査に対し、協力することが求められます。

#### イ 情報の共有

県及び市町村は、海岸漂着物等の調査結果等について、関係者間で情報を共有するとともに、広報誌等の各種広報媒体等により積極的に県民に広報し、海岸漂着物等の問題に関する普及啓発に努めます。

また、海岸漂着物等の実態に関する民間団体等や学識経験者による調査や研究の結果を収集し、施策への活用にも努めます。

### (3) ごみ等の適正な処理の推進

海岸漂着物等には、廃プラスチック類等の生活系ごみが多く含まれ、また、事業活動の利用後に不要となった用具等が適正に処理されず海岸等に漂着等しているものも散見されます。

このため、県民は、生活系ごみの減量化やリサイクル製品の使用などの取組によって、日常生活に伴って生じるごみ等の発生抑制に努め、日常生活において生じたごみ等はなるべく自ら処理することやリサイクルのための分別収集への協力などの取組を通じて、海岸漂着物等の発生抑制に努めることが求められます。

また、事業者は、事業活動に伴って生じる廃棄物の適正処理などによって、海岸漂着物等の発生抑制に努めることが求められます。

### (4) ごみ等の投棄の防止

海岸漂着物等の発生を抑制するためには、沿岸地域だけの取組にとどまらず、ごみ等が、陸域から河川その他の公共の水域を経由するなどして海域に流入することを踏まえ、県下全域において、不法投棄等を防止する取組を行うことが重要です。

このため、県及び市町村は、廃棄物処理法など関係法令に基づき、パトロールなどの監視活動による不法投棄の抑制や早期発見、ごみ等のポイ捨て禁止を掲げた警告看板の設置などにより、不法投棄されない地域環境づくりに努めます。

### (5) ごみ等の水域への流出又は飛散の防止

海岸漂着物等には、市街地をはじめ、森林、農地、河川、海岸等の土地から河川その他の公共の水域を経由するなどして、海域に流出又は飛散するものが含まれます。

このため、県民及び事業者は、その所持する物が水域等へ流出又は飛散しないよう、その所持する物や管理する土地の適正な維持・管理に努めることが求められます。

また、県及び市町村は土地の管理者等に対し、土地の適正管理について必要な助言、指導を行うよう努めます。

### (6) 林地残材等の流出の防止

台風等により山間部から河川を通じて林地残材等が漂着するケースもあることから、森林所有者等は立木が水域へ流出しないように適正な処理や森林の管理・整備に努めることが求められます。

また、県及び市町村は、山間部の森林管理が行われていない、あるいは森林所有者自らが経営管理できない森林については、森林経営管理制度に基づく適切な経営管理が図られるよう、推進に努めます。

### 3 海岸漂着物対策に係る普及啓発及び環境教育の推進

海岸漂着物等には、私たちの日常生活や事業活動に伴って生じるものが少なくありません。県及び市町村では、県民一人ひとりが海岸漂着物等の問題について理解を深め、自らが当事者であることを認識し、海岸漂着物対策に自主的、積極的に参加されるよう普及啓発や環境教育の推進に努めます。

#### (1) 普及啓発及び環境教育の推進

県及び市町村は、県民や事業者が海岸漂着物等の問題についての理解を深め、海岸漂着物対策に関する取組への自主的な参加を促進するため、広報活動等を通じた普及啓発や環境教育の推進に努めます。

#### (2) 民間団体等との連携

県及び市町村は、普及啓発や環境教育の実施に際し、自主的に清掃キャンペーンその他活動を行う民間団体等と連携して、民間団体等が有する知見やネットワークを活用し、効果的な普及啓発及び環境教育が図られるよう努めます。

### 4 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

海岸漂着物等は、山、川、海へとつながる水の流れによって海岸に漂着しています。

海岸漂着物対策が成果をあげるためには、国や県、市町村、海岸管理者等といった行政機関のほかに、県民や民間団体等、多様な主体がそれぞれの立場から積極的に取組を進め、相互に情報を共有しつつ、連携・協力することが大切です。

本県においては、県民や民間団体等の自主的な海岸清掃が行われており、海岸漂着物対策の推進を図る上で重要な役割を果たしています。このため、国、県、市町村及び海岸管理者等は、県民や民間団体等との緊密な連携の確保に努め、県民や民間団体等による活動の充実に向け、海岸漂着物等の問題に関する普及啓発やボランティアに関する情報提供等を通じてその活動の支援に努めます。

【海岸漂着物対策に関する関係者の役割】

主 体	事 項	役 割
海岸管理者等	海岸漂着物の適正処理	・ 海岸が良好に保全されるよう、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じます。
	関係機関との情報共有・連携	・ 海岸漂着物等の発生抑制、回収や分別について、関係機関と情報共有、連携を図ります。
県	海岸漂着物対策推進協議会の運営	・ 海岸漂着物対策推進協議会の円滑な運営から、関係機関の意思疎通や連絡調整を図ります。
	関係機関との情報共有・連携	・ 海岸漂着物対策に関し、国、市町村等と情報を共有し、連携を図ります。
	普及啓発・環境学習の実施	・ 広報誌等の広報媒体等を活用して、海岸漂着物等の発生抑制、海岸漂着物対策に関する情報を広く発信し、4 Rの推進、ごみ等のポイ捨て・不法投棄の防止等について、普及啓発を図るとともに、環境学習の機会を提供します。
沿岸市町	海岸管理者等への協力、要請	・ 海岸漂着物等の処理について海岸管理者等と連携し、海岸漂着物等の回収、ごみ処理施設での処分等について協力します。 ・ 海岸漂着物等が集積し、住民生活等に支障がある場合には、海岸管理者等にその処理を要請します。
	海岸の清掃活動の促進	・ 地域住民等が行う海岸の清掃活動を促進します。
市町村（沿岸市町を含む）	河川の清掃活動等の促進	・ 海岸漂着物等になり得るごみ等を抑制するため、地域住民等が行う河川の清掃活動を促進するとともに、4 Rの推進、ごみ等のポイ捨て・不法投棄の防止等に取り組みます。
	環境学習・普及啓発の実施	・ 民間団体等と連携し、住民への環境学習の機会の提供や普及啓発に取り組みます。

主 体	事 項	役 割
県 民	循環型社会の実現に向けた4Rの取組の実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活から生じるごみが環境に与える影響等について理解し、県民一人ひとりが4Rの取組を実践することが求められます。</li> <li>市町村が定めるごみ出しルールを遵守するとともに、ごみ等のポイ捨てや不法投棄を行わないことが求められます。</li> </ul>
	海岸や河川等の美化意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>行楽地等で生じたごみ等の自宅への持ち帰りを心がけるとともに、海岸や河川等での清掃活動への参加を通じ、環境保全への意識を高めることが求められます。</li> </ul>
事業者	廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動によって生じる廃棄物の適正処理、減量化に努めることが求められます。</li> </ul>
	海岸や河川清掃活動等への参加、協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村等が実施する海岸や河川における清掃活動に参加し、それへの支援など海岸漂着物対策の推進に協力することが求められます。</li> </ul>
民間団体等	海岸や河川清掃等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>県や市町村等と連携し、海岸や河川の清掃活動を実施することが求められます。</li> </ul>
	環境学習の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校や地域と連携し、海岸の環境保全等に関する学習の場の創出に努めることが求められます。</li> </ul>
国	県や市町村との情報共有及び連携等	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸漂着物等の発生状況や原因に関する調査の結果等について、県、市町村との情報共有や連携に努めるとともに、必要な財政的措置を講じます。</li> </ul>
	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的な立場から、海岸漂着物対策に係る情報提供を行います。</li> </ul>

## IV 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域と対策の内容

### 1 重点区域の設定

重点区域とは、海岸漂着物等が海岸及び海底等に集積することにより海岸における良好な景観、清潔の保持、海洋環境の保全、船舶の航行、観光、漁業に特に支障が生じており、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域のことで、地域で見られる海岸漂着物等の量及び質のほか、海岸や海底の地形、景観、生態系等の自然条件や海岸の利用状況、経済活動等の社会的条件について総合的に検討し、設定することとされています。

また、設定に当たっては、一体性に配慮しつつ、重点的な対策の必要性に照らして過大又は過小とならないよう、必要かつ合理的なものとするとともに、海岸漂着物等の発生抑制を図るために広域的な取組の実施が可能となるよう配慮することが求められています。

このようなことを踏まえ、本県では、

- ① 台風等の自然災害により海岸漂着物等が集積する区域
- ② 優れた自然環境を保全するため必要な区域
- ③ 利用状況や地域の経済活動から必要な区域
- ④ 上記以外に必要と認められる区域

の4つのポイントから、重点区域を設定することとし、次に掲げる海岸（67 海岸、延長およそ 331 km）を設定します。（位置図は 35 ページから 45 ページのとおり。）

## 【重点区域一覧】

海岸 No.	重点区域の海岸	地域	海岸延長 (km)
2	古江港(直海地区)海岸	内地	5.11
4	北浦漁港海岸	内地	6.84
5	古江港海岸	内地	8.35
7	島野浦漁港海岸	離島	5.09
8	島野浦海岸	離島	12.28
9	熊野江港海岸	内地	5.44
10	南浦漁港浦尻・須美江海岸	内地	13.79
12	南浦漁港安井・神戸海岸	内地	4.14
13	延岡海岸2	内地	1.81
14	延岡港海岸	内地	4.03
15	長浜海岸	内地	4.73
16	延岡新港海岸	内地	6.92
17	土々呂漁港海岸	内地	13.28
18	延岡海岸3	内地	6.62
21	門川漁港海岸	内地	10.97
22	細島港海岸	内地	28.09
23	伊勢ヶ浜海岸	内地	13.04
24	小倉ヶ浜海岸	内地	4.21
25	平岩港海岸	内地	1.72
26	坂元海岸	内地	7.3
27	美々津港海岸	内地	5.04
30	都農漁港海岸	内地	3.28
31	名貫海岸	内地	0.56
32	川南海岸	内地	1.45
34	伊倉浜海岸	内地	1.46
35	川南漁港海岸	内地	3.51
36	高鍋海岸	内地	2.44
37	高鍋港海岸	内地	2.72
38	新富海岸	内地	6.2
39	富田漁港海岸	内地	4.04
40	住吉海岸	内地	10.25
41	宮崎港海岸	内地	17.43
42	田吉海岸	内地	0.45
43	宮崎海岸1	内地	2.12
44	宮崎海岸2	内地	5.1
45	赤江海岸	内地	1.78
46	青島漁港海岸	内地	6.45
46-2	青島本島	内地	-

海岸 No.	重点区域の海岸	地域	海岸延長 (km)
48	内海港海岸	内地	2.61
49	野島海岸	内地	0.91
50	野島漁港海岸	内地	2.05
51	小内海海岸	内地	1.44
52	鶯巣漁港海岸	内地	1.77
53	伊比井海岸	内地	2.1
54	富士漁港海岸	内地	2.11
55	小目井海岸	内地	4.74
56	宮浦漁港海岸	内地	1.18
58	鵜戸漁港海岸	内地	3.61
60	鵜戸漁港大浦海岸	内地	1.41
61	風田海岸	内地	5.3
62	梅ヶ浜海岸	内地	3.41
63	油津港海岸	内地	4.61
64	油津漁港海岸	内地	2.64
67	大堂津漁港海岸	内地	6.39
68	南郷海岸1	内地	6.75
69	大島港海岸	離島	3.21
71	外浦港海岸	内地	5.7
72	夫婦浦漁港海岸	内地	2.91
73	南郷海岸2	内地	0.52
74	市木漁港海岸	内地	6.04
79	大納港海岸	内地	1.09
81	宮之浦漁港海岸	内地	2.97
83	都井漁港海岸	内地	1.4
84	黒井港海岸	内地	2.31
86	永田海岸	内地	2.54
87	本城漁港海岸	内地	6.11
90	福島港海岸	内地	4.2
92	福島高松漁港海岸	内地	1.04
重点区域の海岸延長 合計			331.11

※海岸 No.は、日向灘沿岸海岸保全基本計画書策定業務報告書(平成14年3月宮崎県)による。

(No.46-2「青島本島」は除く。)

海岸延長は、国土数値情報(国土交通省国土計画局)の海岸線データの図測による。

## 2 重点区域における海岸漂着物対策

重点区域における海岸漂着物対策については、前出「Ⅲ 海岸漂着物対策の基本方針」に基づき、行政だけでなく、県民、事業者、民間団体等が互いに連携・協力しながら、それぞれの役割分担のもと、継続的な実施が求められます。

### (1) 海岸漂着物等の円滑な処理

#### ア 処理の主体等

##### (ア) 処理の主体

海岸漂着物の処理責任を有する海岸管理者等は、管理する海岸が清潔に保たれるよう必要な措置を講じるとともに、沿岸市町は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じて海岸管理者等に協力します。

また、県は、海岸漂着物等の状況などについて、国、海岸管理者等、沿岸市町などと情報を共有し、連絡調整等を行います。

##### (イ) 海岸の清潔保持への協力

県民や民間団体等は、海岸管理者等や沿岸市町など関係機関との連携のもと、ボランティアによる自主的な海岸清掃を行い、海岸の清潔保持への協力が求められます。

また、海岸管理者等及び沿岸市町は、ボランティアで海岸清掃等を行う県民に対して、海岸清掃に必要な物資や海岸漂着物等に関する情報を提供するとともに、各種広報による取組の紹介などを通じて、活動の継続支援に努めます。

#### イ 処理の時期やその頻度

海岸漂着物等の集積は、台風や大雨などの季節的な要因や、海水浴などの海岸利用の状況によって大きく変化すると考えられます。

海岸管理者等は、沿岸市町や海岸清掃を行う県民、民間団体などと連携し、効果的な処理が行えるよう、実施時期の調整に努めるものとします。

### (2) 海岸漂着物等の発生抑制に向けた取組

海岸漂着物等には、市街地をはじめ、森林、農地、河川、海岸等の土地から河川その他の公共の水域を経由するなどして海域に流出又は飛散するものが含まれることを踏まえ、沿岸市町だけでなく、県下全域でゴミ等の発生抑制対策を推進していきます。

#### ア ゴミ等の適正処理と減量化の推進

県及び市町村は、4Rの推進による循環型社会の形成の推進を通じて、海岸漂着物等になる可能性のあるゴミ等の減量を図ります。

また、県及び市町村は、ゴミ等の適正処理に関し、県民や事業者に対して、ゴミ等の分別の協力等の普及啓発やゴミ等の適正処理に関する指導等を通じて、海岸漂着物等の発生抑制を図ります。

**【取組例】**

- ・ 4 R の推進
- ・ ごみの適正処理に関する普及啓発・指導
- ・ みやざきリサイクル認定製品の認定及び普及啓発、利用促進

## イ ごみ等の不法投棄の防止

県及び市町村は、各種パトロールや不法投棄禁止の看板設置等により、生活系ごみや事業系ごみの不法投棄の抑制、早期発見に努め、海岸漂着物等の発生しにくい環境の創出に努めます。

**【取組例】**

- ・ 海岸管理者、河川管理者等による管理パトロール
- ・ 不法投棄防止パトロール
- ・ 不法投棄監視カメラの設置
- ・ 不法投棄禁止看板の設置

## ウ 水域等へのごみ等の流出防止

県及び市町村は、流木等自然系ごみの水域への流出防止を目的に、関係者に対し、森林などの適正管理について指導や協力要請を行います。

県及び市町村は、各々が管理している河川や道路において、県民等の協力を得て清掃活動を行い、水域を通じたごみの流出防止に努めます。

県及び市町村等は、事業活動に使用された用具等が流出しないよう、関係機関と連携し、事業者に対する適正管理に関する指導や普及啓発を行います。

**【取組例】**

- ・ 森林所有者等に対する適正管理の指導や協力要請、普及啓発
- ・ 河川管理者等による土地の適正管理
- ・ 各種愛護団体等による清掃活動の実施

## (3) 普及啓発及び環境教育に関する方策

海岸漂着物等の円滑な処理の推進や発生の抑制のため、県民や事業者が環境保全意識や海岸漂着物等に関する当事者意識を持ち、自主的な取組がなされるよう、県下全域を対象として、普及啓発及び環境教育を実施していきます。

## ア 普及啓発

県及び市町村は、県民の海岸漂着物等に関する問題意識や当事者意識の醸成を目指し、4 R の推進やごみ等の適正処理について、広報誌等の各種広報媒体を通じた普及啓発に努めます。

## イ 環境教育

県及び市町村は、学校での環境教育や地域における環境学習の機会において、海岸漂着物等を含む環境保全に関する学習から、県民の意識の高揚を図ります。

### 【取組例】

- ・ 広報誌等の各種広報媒体を通じた情報発信
- ・ 普及啓発を目的としたイベントの実施や協賛
- ・ 職員等による出前講座の実施

## V 台風等災害などの緊急時の対応

県及び沿岸市町は、台風等の自然災害に伴い大量の海岸漂着物等が発生したときや危険物が漂着したときには、速やかに情報を収集し、それらの情報を共有した上で、相互に連携しながら、海岸漂着物等の処理に対応し、被害の拡大を防止します。

### 1 海岸漂着物等の大量漂着時における連絡体制

自然災害に起因して大量の海岸漂着物等が発生した場合には、その情報収集に努め、海岸管理者等や県及び沿岸市町で構成する「流木等処理対策連絡調整会議（以下「連絡会議」という。）でそれらの情報を共有するとともに、関係機関への情報の提供や県民への周知を図ります。

また、平常時においても連絡会議を開催するなど、情報共有や連携強化に努めます。

### 2 海岸漂着物等の処理対策

自然災害に起因して大量の海岸漂着物等が発生した場合には、海岸管理者等と沿岸市町が相互に連携しながら、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（国土交通省、農林水産省）」や「災害等廃棄物処理事業費補助金（環境省）」などの国の補助制度を活用し、発生箇所に応じた「流木処理対策マニュアル」に沿って、海岸管理者等が海岸漂着物等の処理を行います。

### 3 県民、民間団体等への協力要請

海岸管理者等は、大量の海岸漂着物等の処理に当たり、県民や民間団体等の協力・支援を求める必要があるときには、県や沿岸市町、民間団体等に対して協力の要請を行います。県及び沿岸市町は、海岸管理者からの要請があったときには、県民や民間団体等に対して、海岸清掃への積極的な参加に係る呼びかけを行います。

また、県及び沿岸市町は、海岸に危険物が漂着したときには、県民に対して安易に触れることのないよう、速やかに広報媒体等を用いて注意を喚起します。

## VI 海岸漂着物対策の推進に係るその他必要な事項

### 1 モニタリング調査の実施

県は、環境省の定める地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドラインに基づき、海岸漂着物等の組成、存在量の定期的な調査を実施し、経年変化を把握するとともに、その結果に基づき、具体的な対応策を検討します。

また、調査結果は、市町村や海岸管理者等と共有するとともに、各種広報媒体等を通じ、海岸漂着物発生抑制に向けた普及啓発に取り組みます。

### 2 地域計画の見直し

県は、国の基本方針の変更、海岸や地域の状況の変化、計画の実施状況、社会情勢の変化等から、現行の地域計画を変更する必要があると認められる場合には、地域計画の変更を行います。

## 重点区域位置图

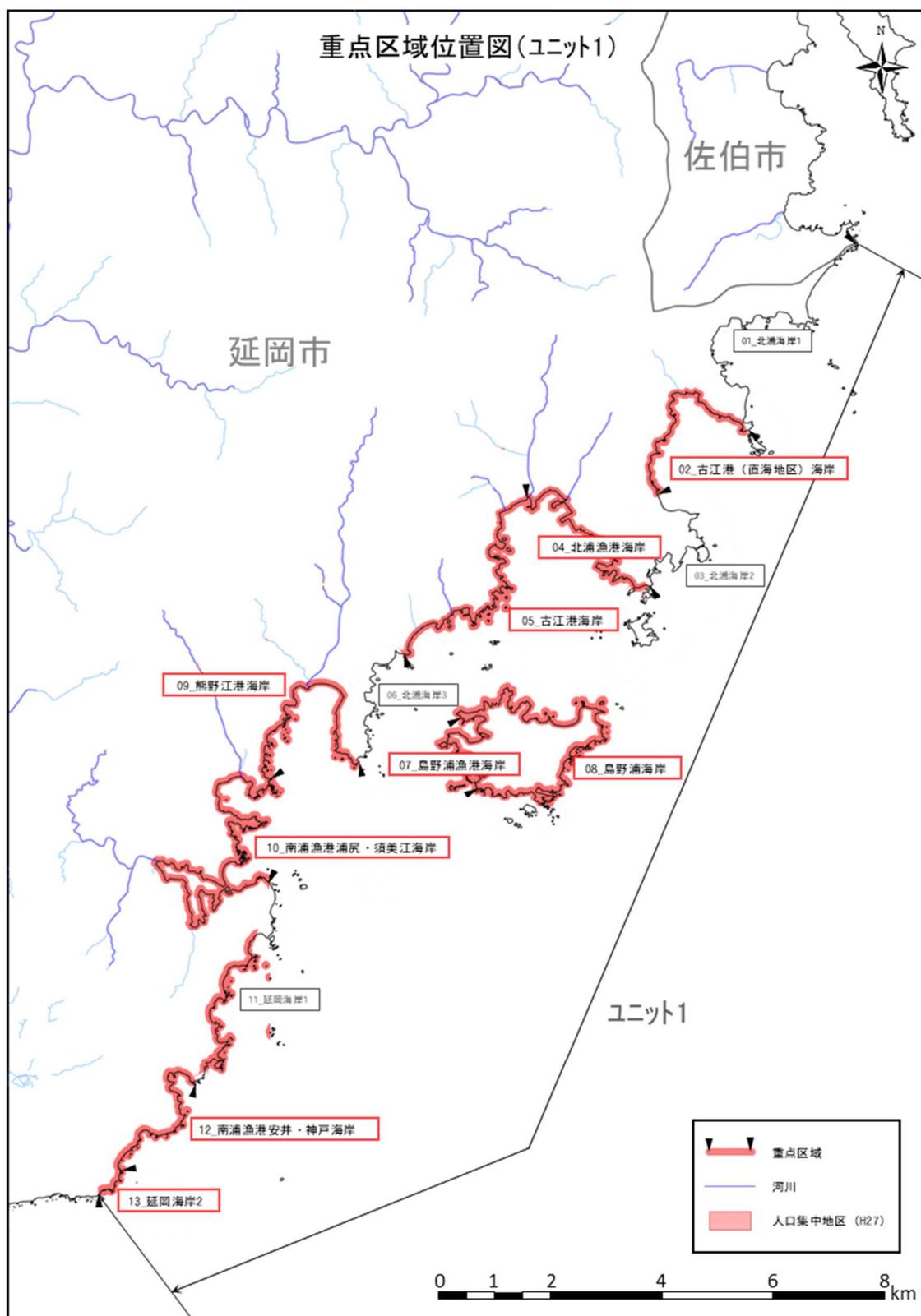


図 別-1 重点区域位置図 (ユニット 1)

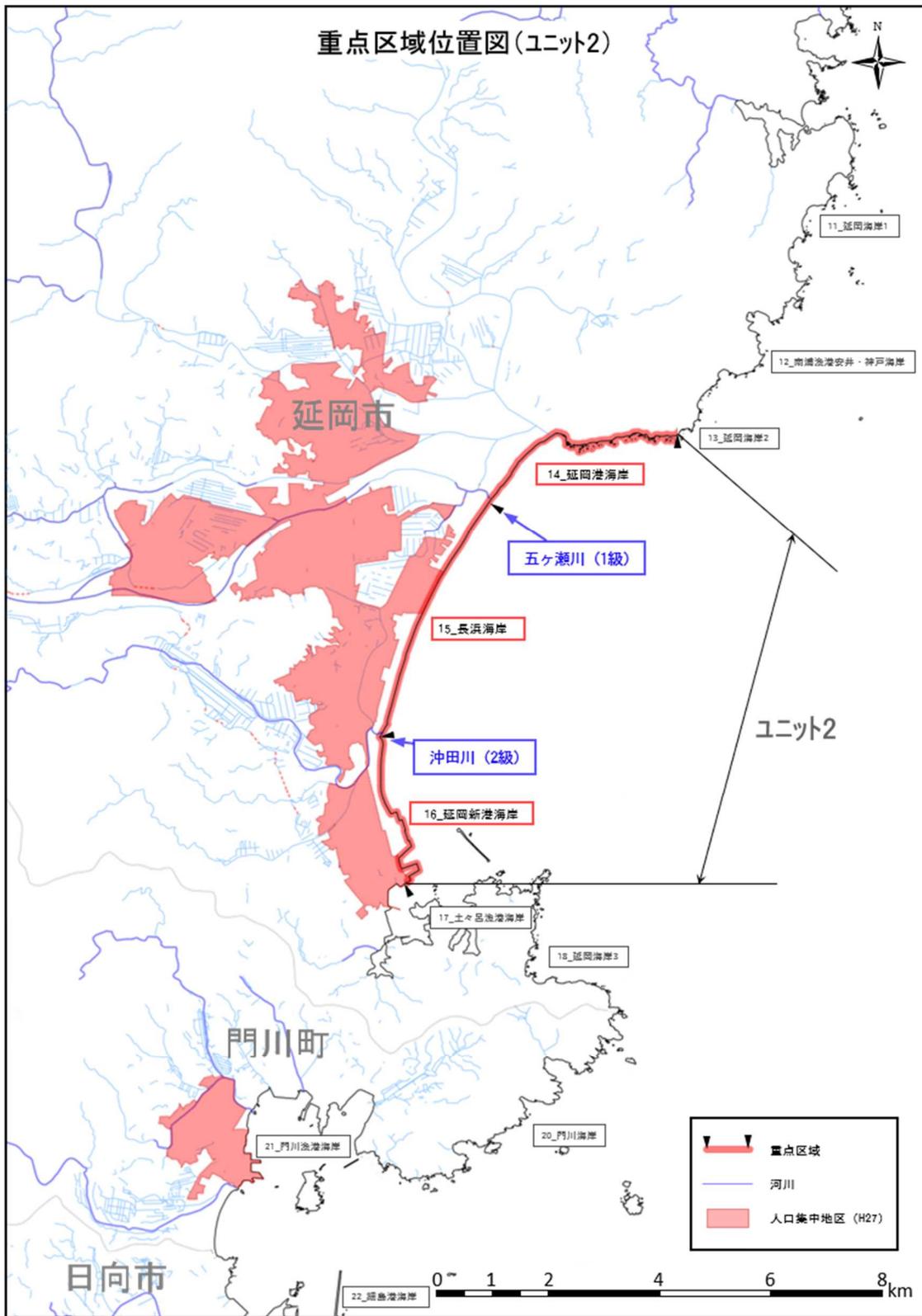


図 別-2 重点区域位置図 (ユニット 2)

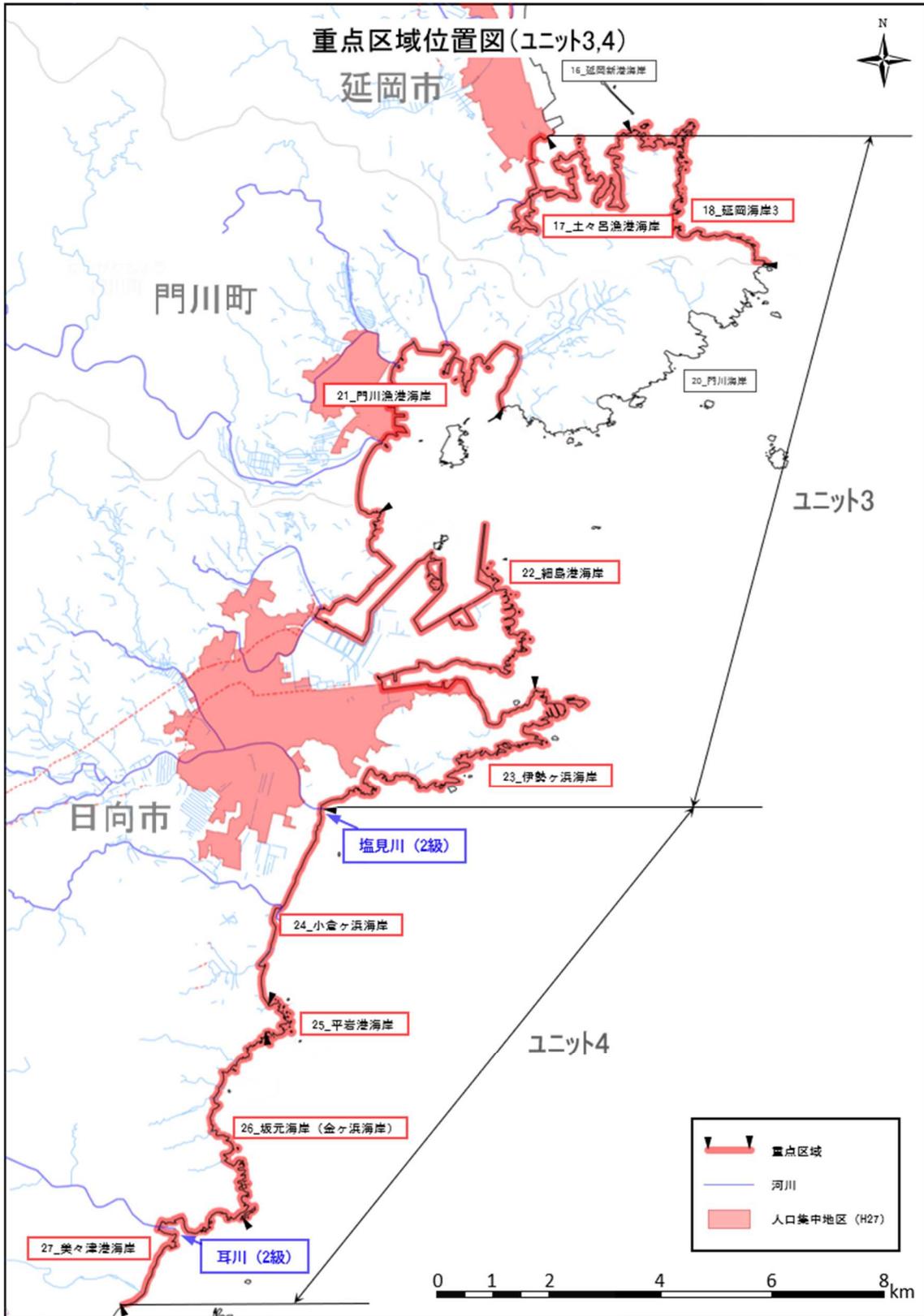


図 別-3 重点区域位置図 (ユニット 3, 4)

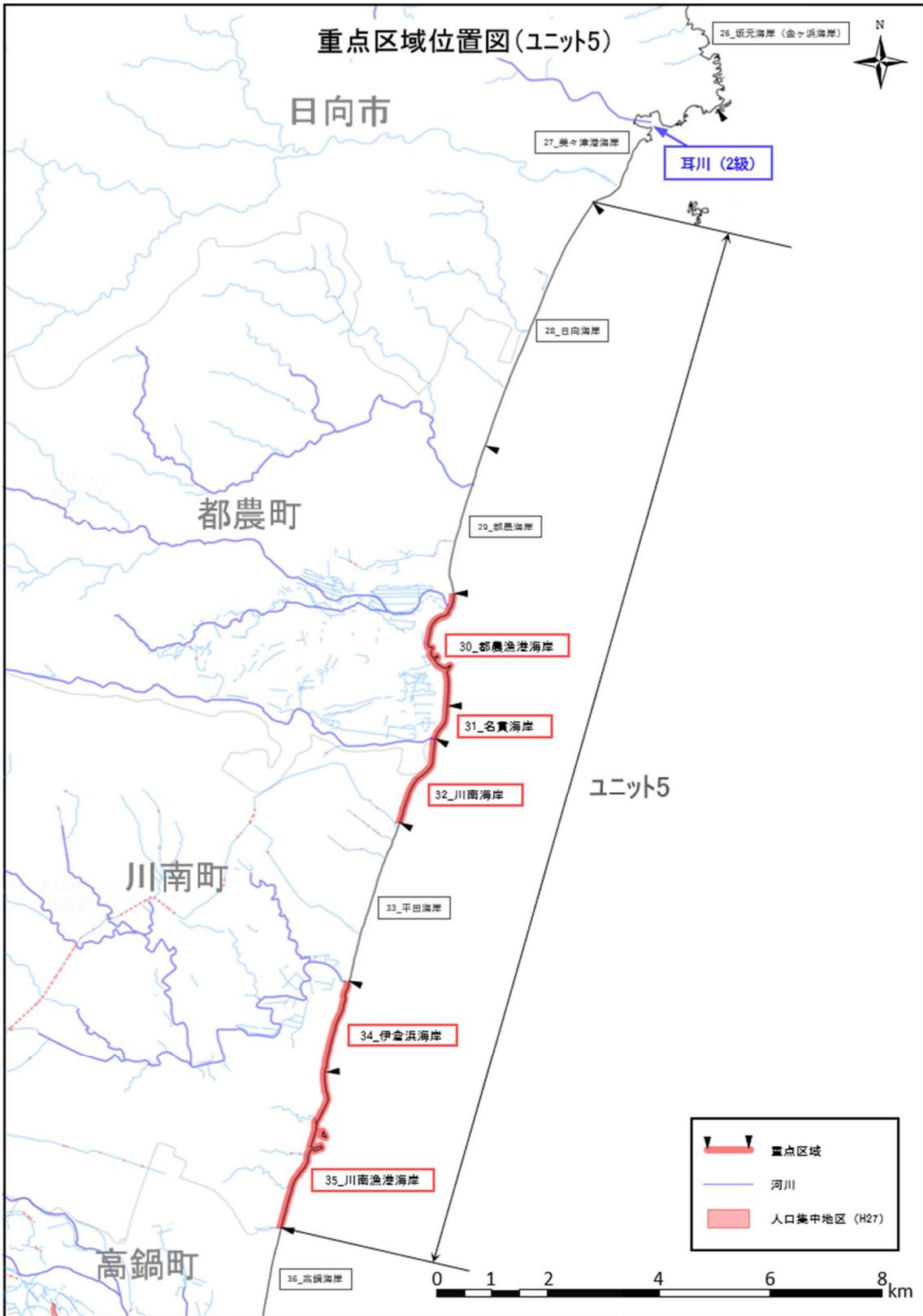
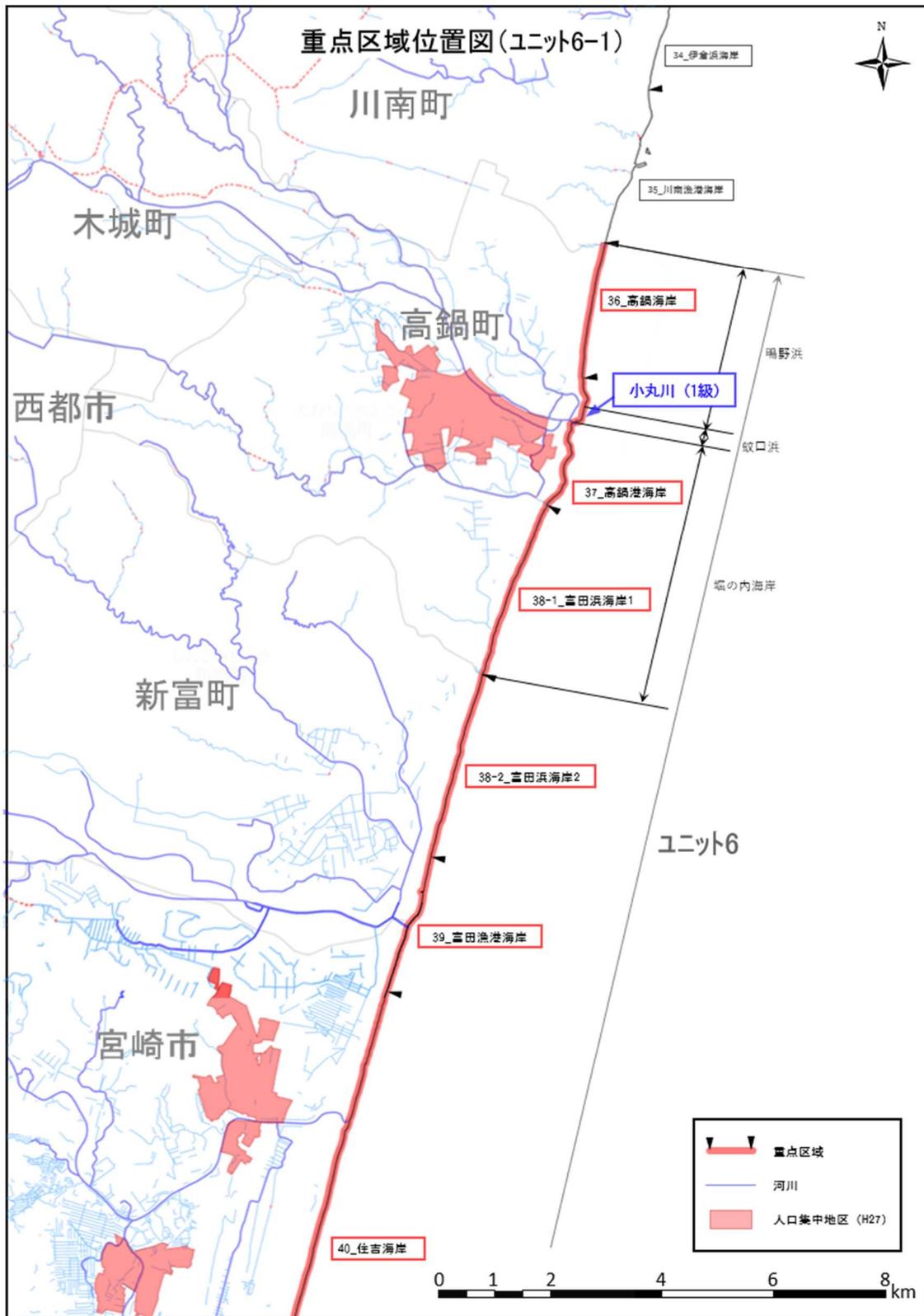


図 別-4 重点区域位置図 (ユニット 5)



図別-5 重点区域位置図(ユニット6(1))

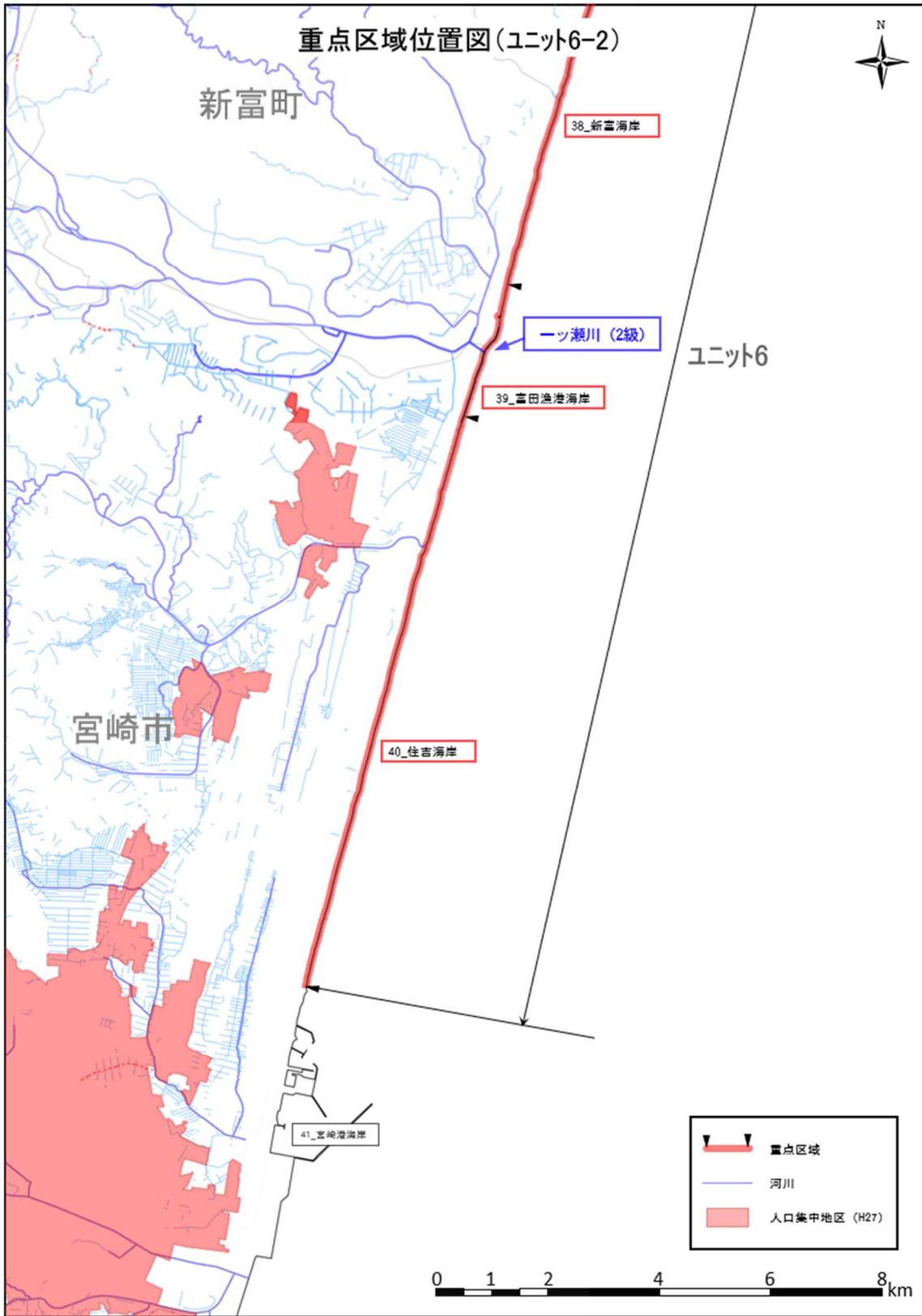


図 別-6 重点区域位置図 (ユニット 6 (2))

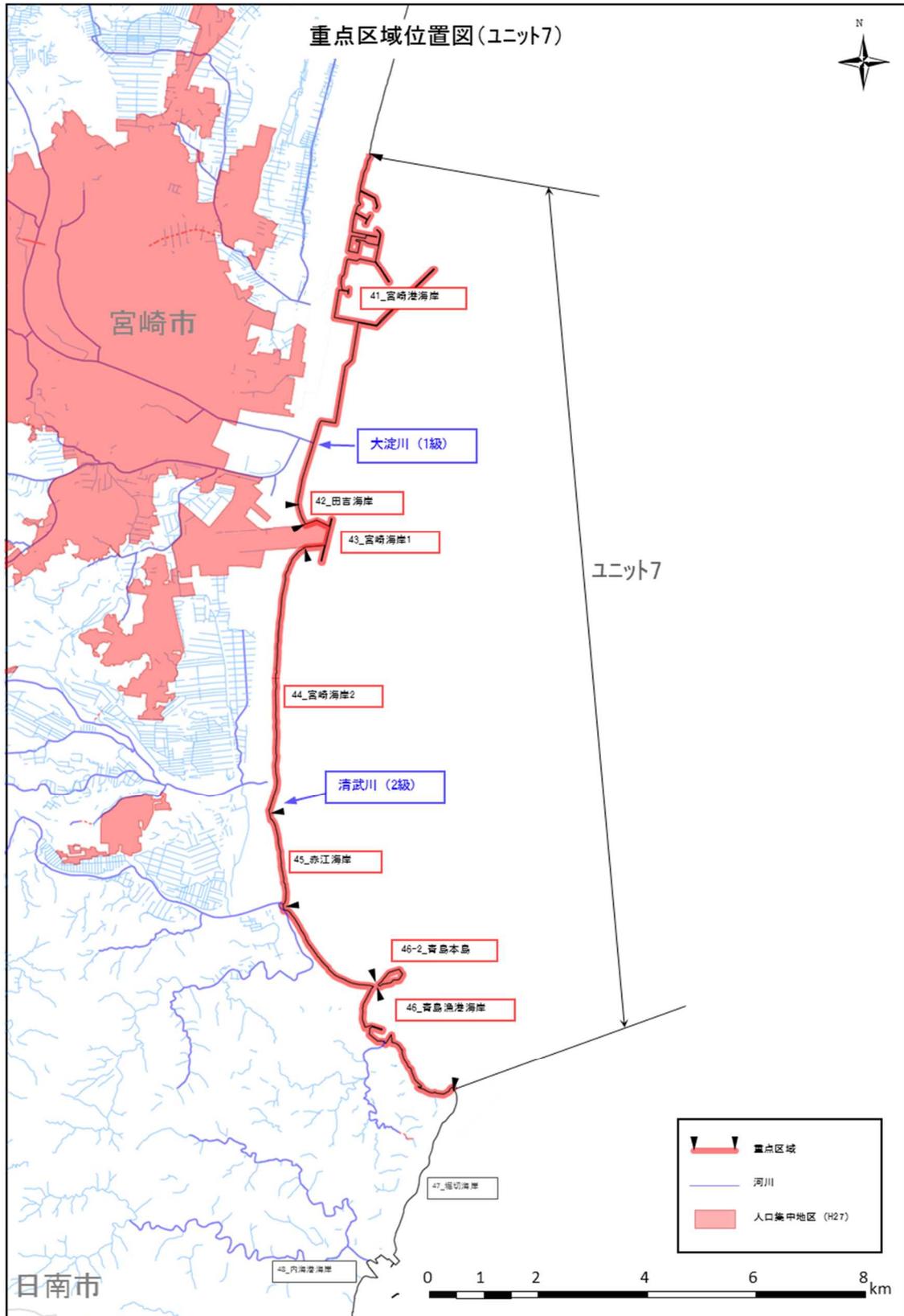


図 別-7 重点区域位置図 (ユニット7)

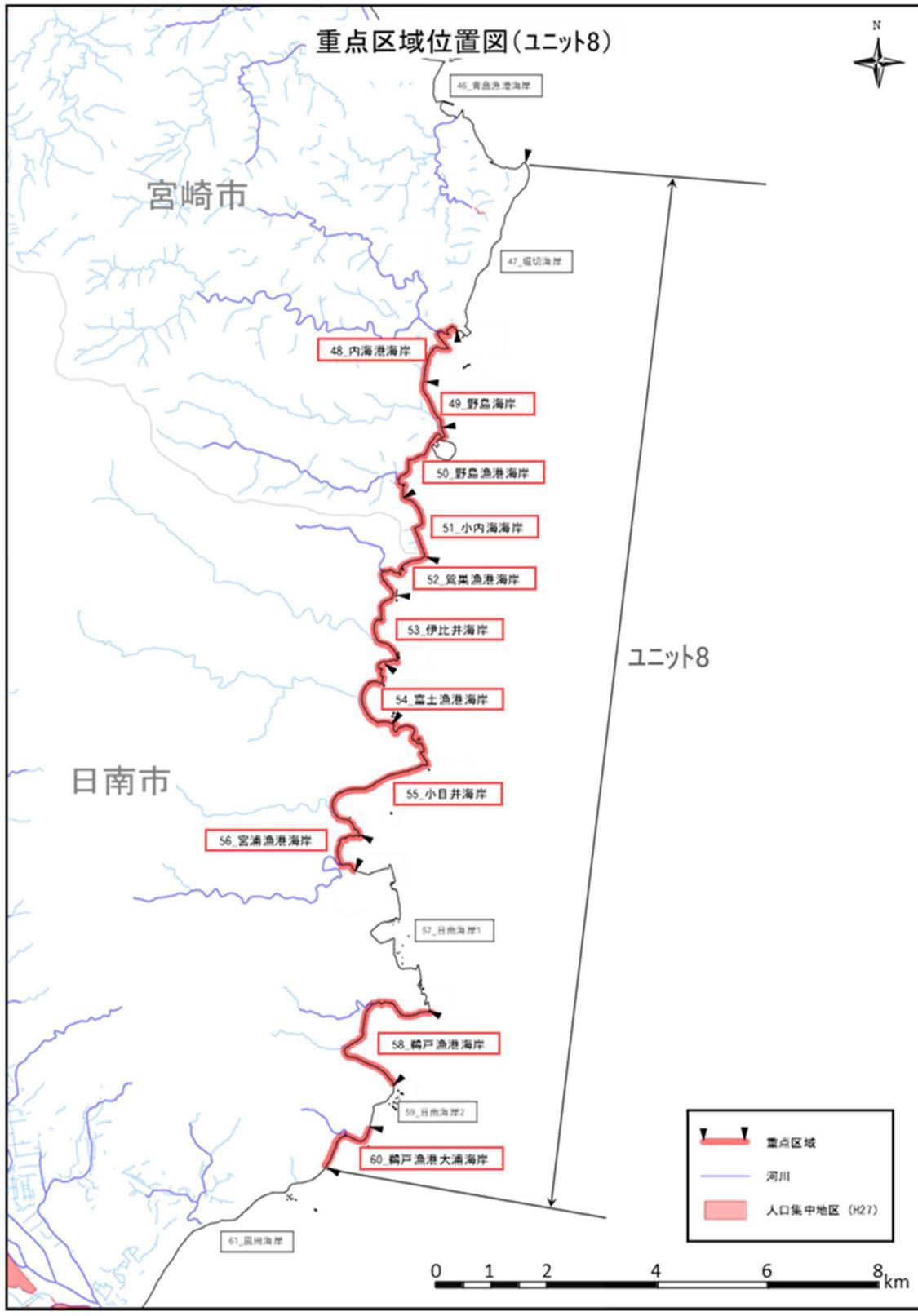
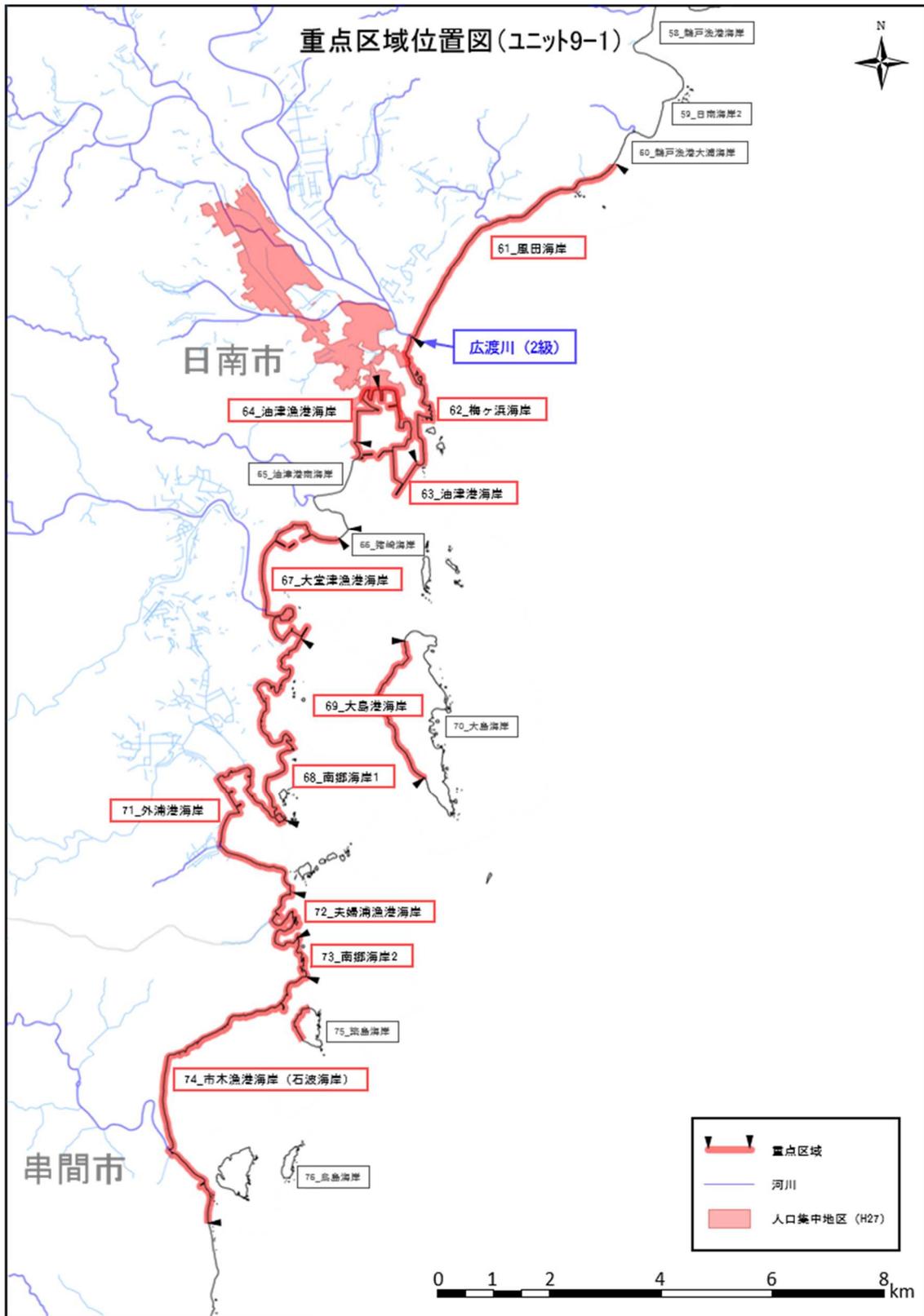


図 別-8 重点区域位置図 (ユニット 8)



図別-9 重点区域位置図 (ユニット9(1))

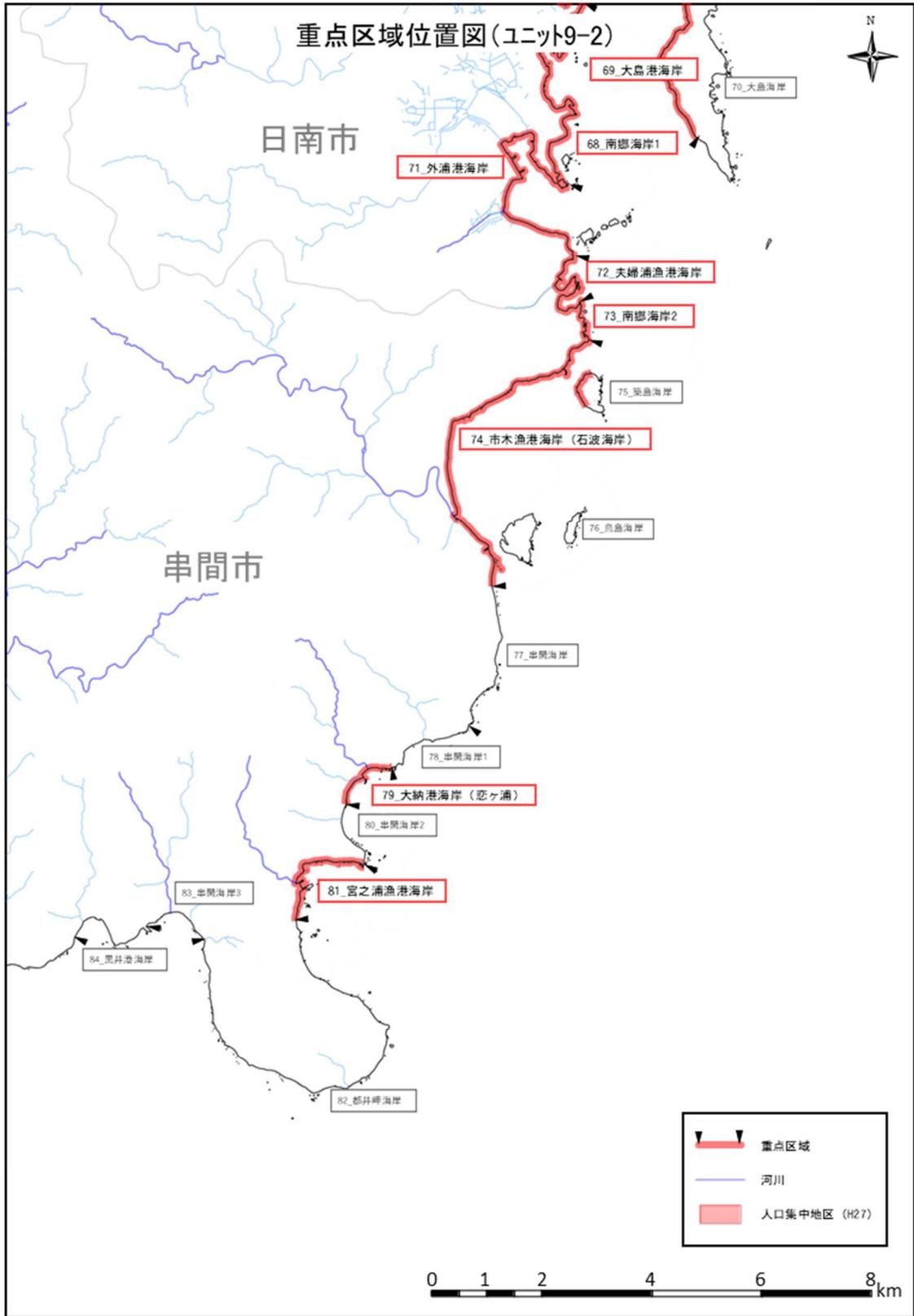
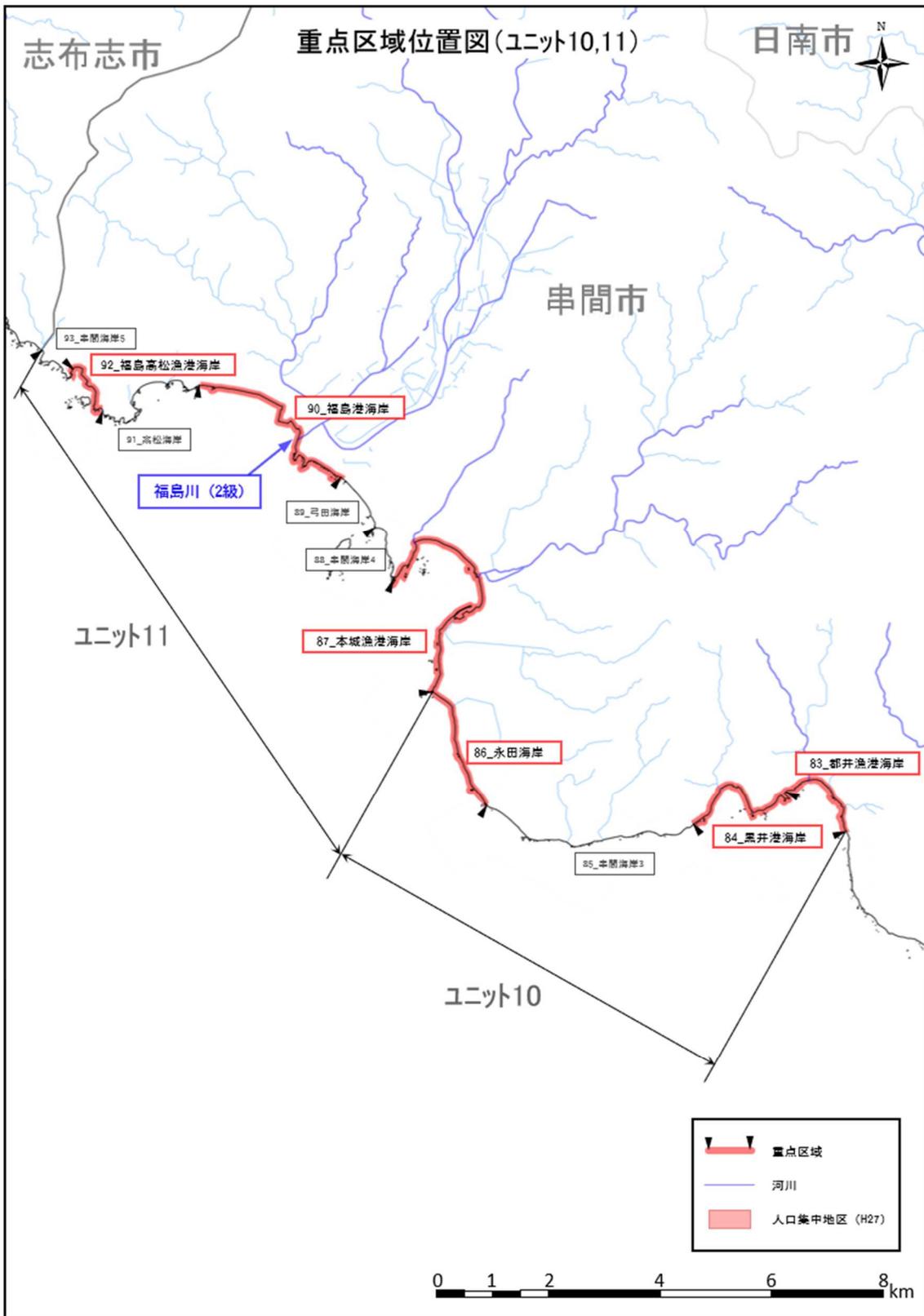


図 別-10 重点区域位置図 (ユニット 9(2))



図別-11 重点区域位置図(ユニット10,11)

# 資料編

## 1 海岸漂着物の概況調査（現存量調査）の概要

### （1）調査の目的

海岸漂着物対策に必要となる基礎的な情報を得ることを目的として、県内各海岸の特性（地形及び海流等）や海岸漂着物の状況（現存量、種類、排出国等）等について、目視による調査を実施し、その情報をリスト化する。

### （2）調査項目

調査項目は、海岸特性（海岸の規模、基質、方位等）、海岸漂着物量（目視による容量）、海岸漂着物の質（種類別割合）、回収体制に係る条件等とし、下表に示すとおりとした。

表 概況調査項目

項目	整理する内容
海岸特性	海岸長(m)、海岸奥行き(m)、海岸基質(砂・岩礁等)、海岸方位、全面海域の海流に影響を与えている人工物等の有無
海岸漂着物の推計量	対象海岸全体のごみの漂着容量
海岸漂着物の質 (種類と割合)	対象海岸全体のごみの質（種類と割合）を以下の分類で整理する。 種類：発泡スチロール類、ペットボトル、漁業用ブイ、漁網・ロープ、その他プラスチック類、ガラス・金属類、流木・木材、その他 割合：パーセント表示 なお、ペットボトル及び飲料缶を対象として製造国の調査を実施する。
回収体制に係る条件等	海岸で使用可能な運搬機材、海岸から一時保管場所への運搬手段等
製造国調査	ユニットから代表的な1海岸を選定し、ペットボトルと飲料缶の製造国の分析を行う。

### （3）調査方法

調査手法は、海岸において全て目視により調査を実施し、調査野帳に記入するとともに、海岸の全景と漂着状況を写真撮影しました。

### （4）調査時期

本調査は、令和2年10月15～26日に実施しました。

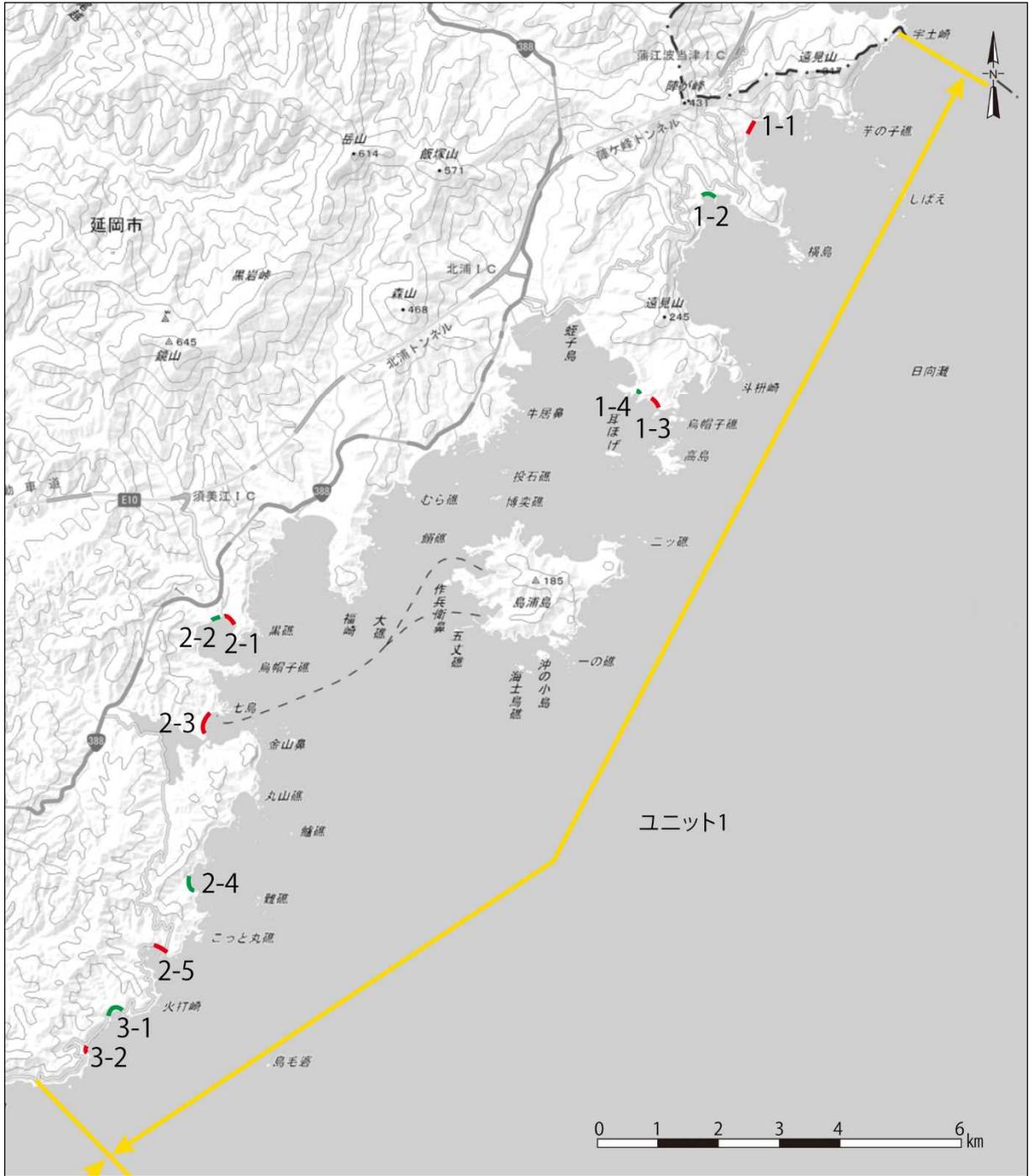


図 1 調査海岸図(1) (延岡市)

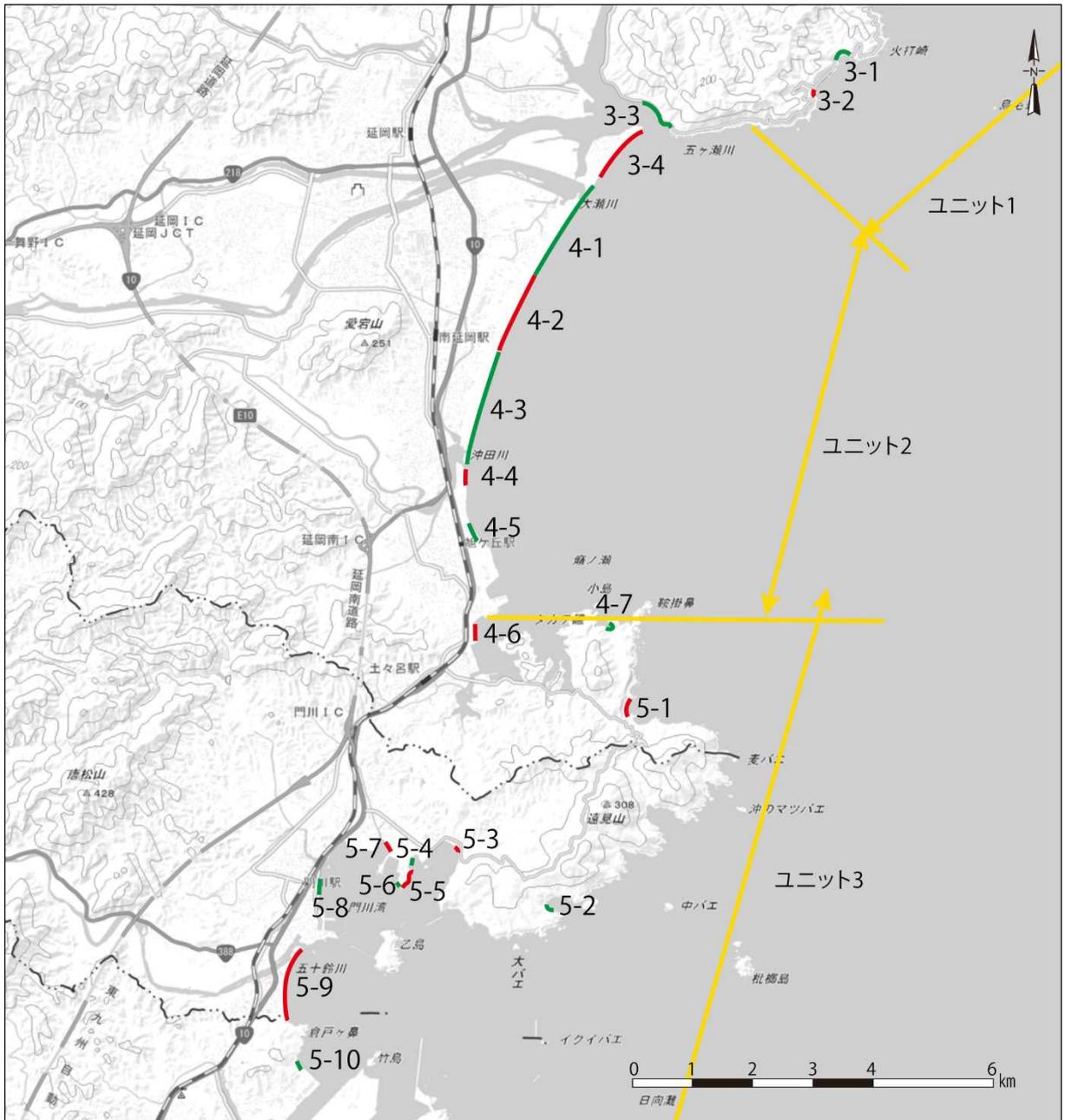


図 2 調査海岸図(2) (延岡市、門川町、日向市)

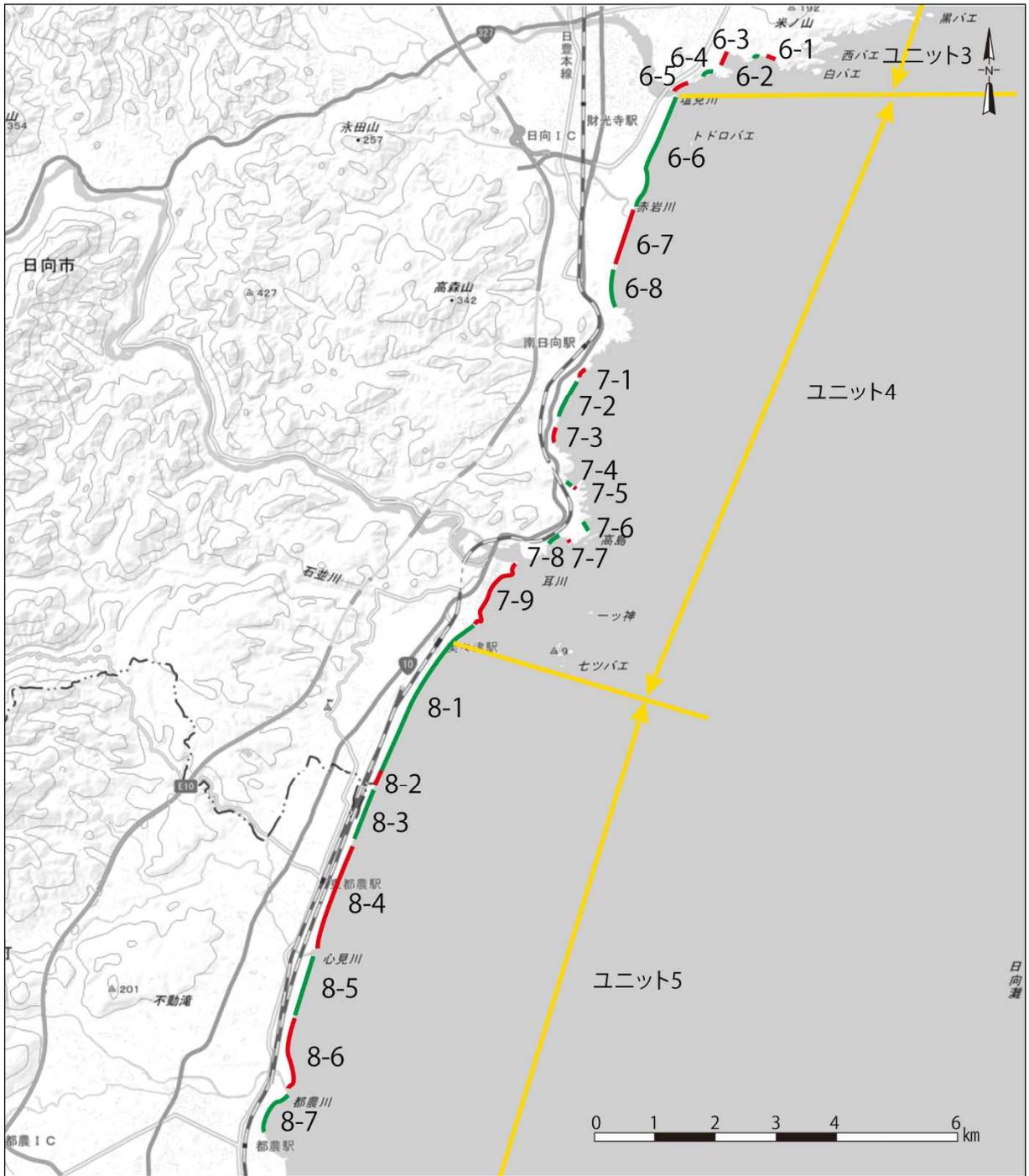


図 3 調査海岸図(3) (日向市、都農町)

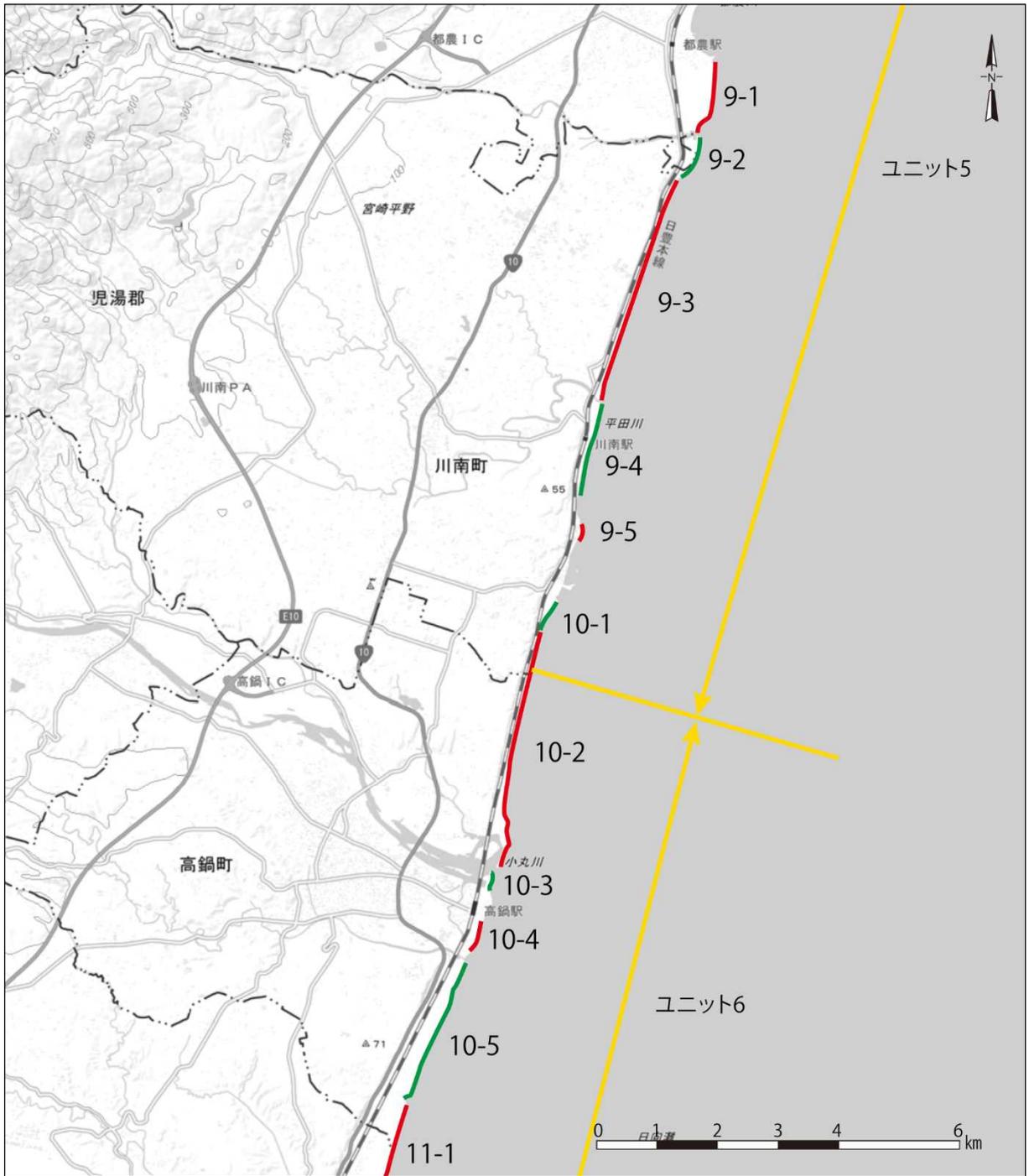


図 4 調査海岸図(4) (都農町、川南町、高鍋町、新富町)

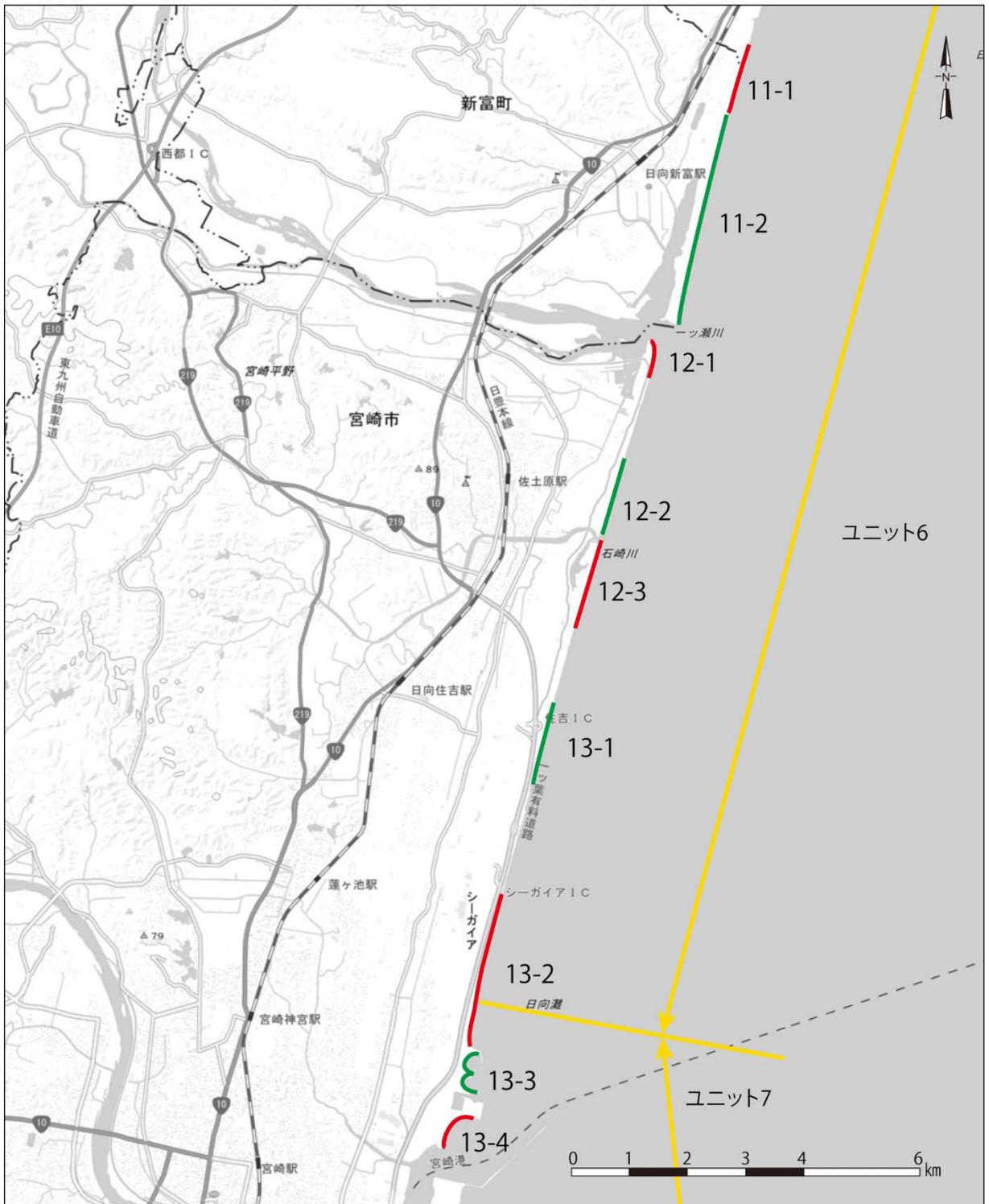


図 5 調査海岸図(5) (新富町、宮崎市)

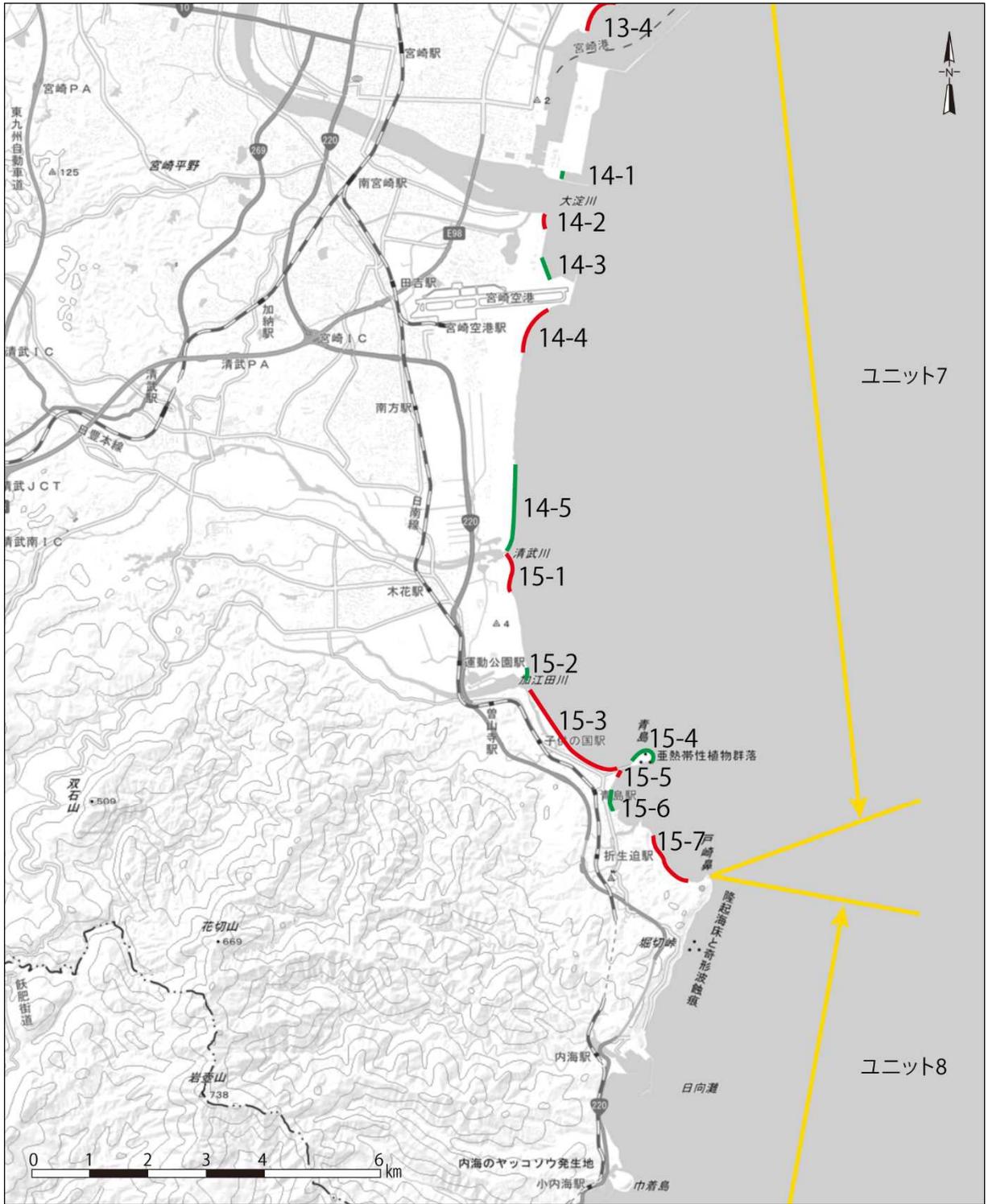


図 6 調査海岸図(6) (宮崎市)

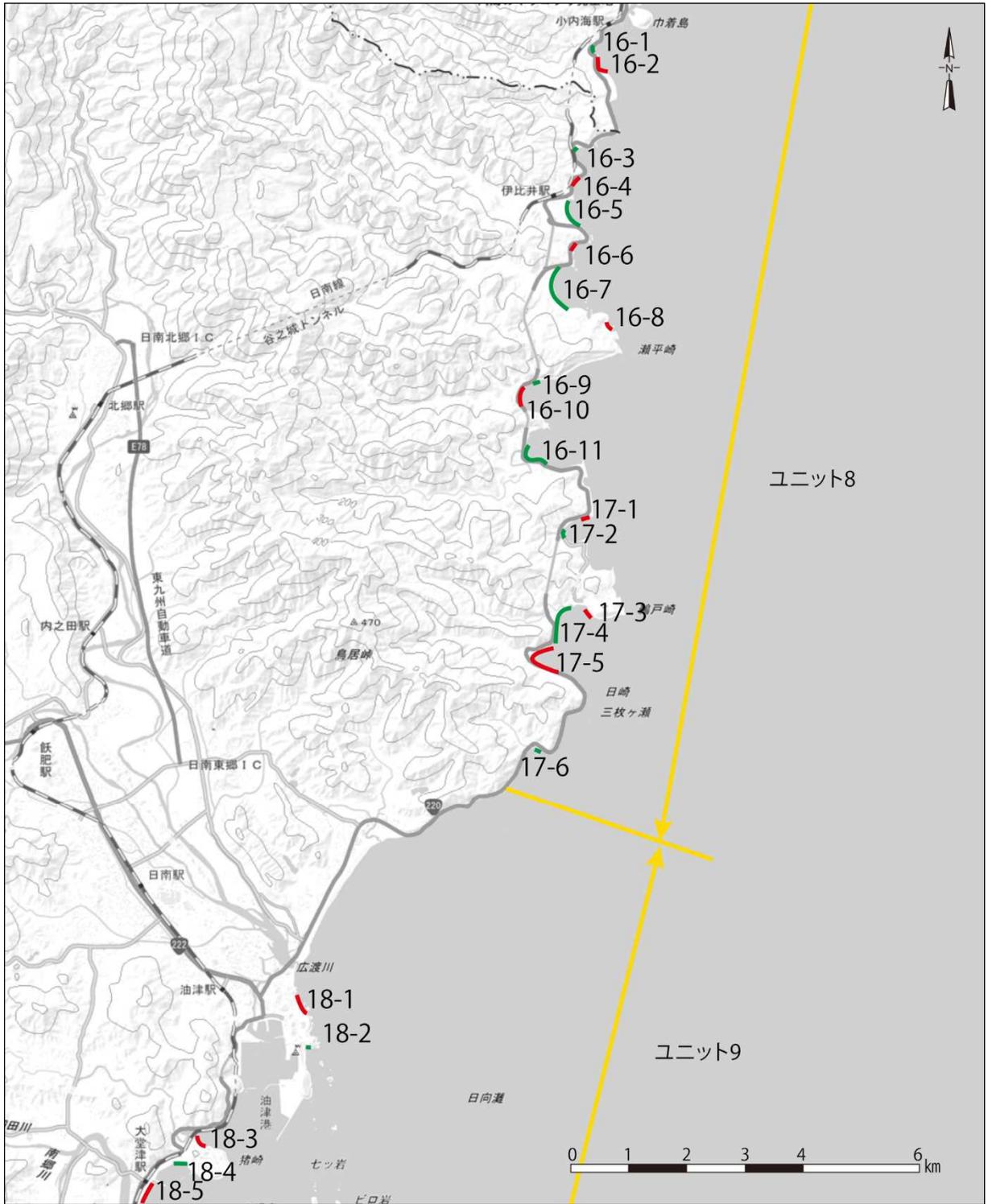


図 7 調査海岸図(7) (宮崎市、日南市)

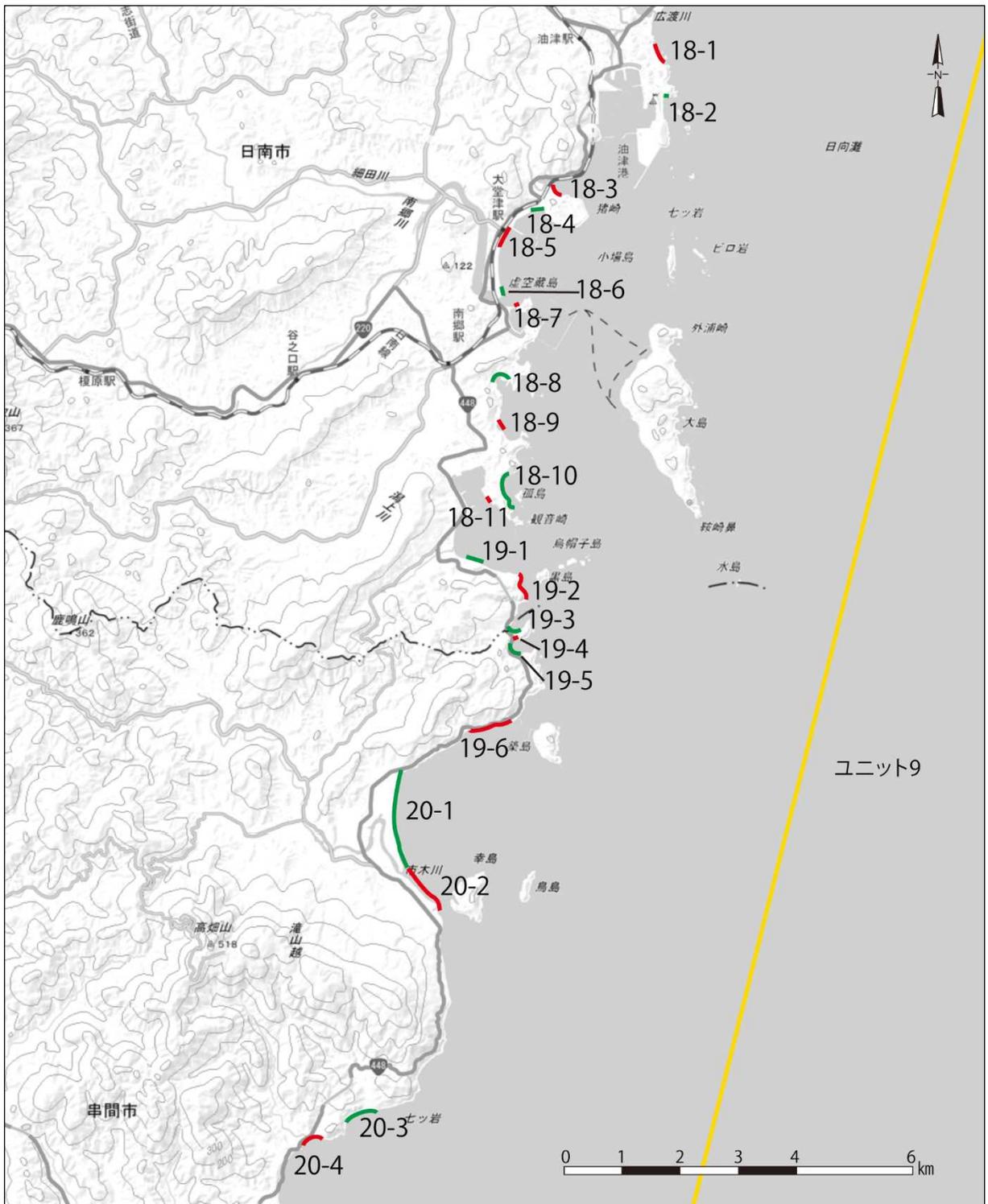


図 8 調査海岸図(8) (日南市、串間市)

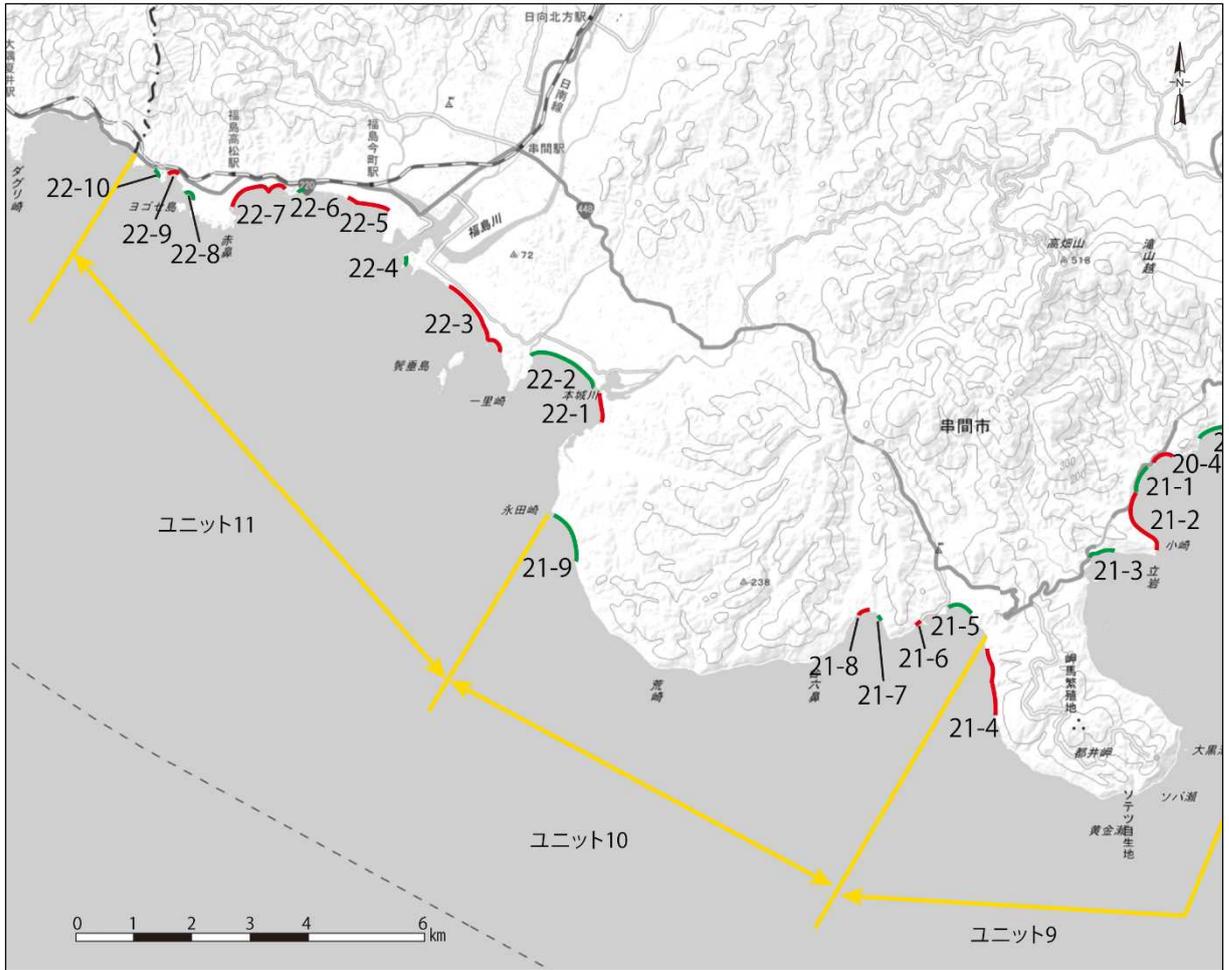


図 9 調査海岸図(9) (串間市)

表 別-1 海岸毎の海岸漂着物現存量及び海岸特性等／延岡市

宮崎県 ユニット 番号	市町村 名	地区番号		海岸 長さ (m)	海岸 奥行き (m)	海岸漂着物の状況							チェーンソー の使用		回収 方法	海岸での使用 可能運搬機材 ①:軽トラク ②:トラクター ③:リヤカー ④:一輪車 ⑤:なし	海岸か 一時 保管場 所への 運搬手 段	海岸 の 向き	海岸基質	植生帯 の有 無	流木の 流失 防止 処置の 可否	アクセス路の 状況						
		区域 番号	海岸 番号			発泡スチ ロール	ペット ボトル	漁業用 フイ	漁網	その他の プラスチック	ガラス 容器等	流木	ごみ 全量 (m <sup>3</sup> ) A	海岸10 mあたり ごみ量 (m <sup>3</sup> )								作業 量 (本)	作業 時間	長さ	危 険 度			
01	延岡市	01	01	01	50	280	20	8	7	10	5	-	-	50	20	8	人力	④	車両	東	砂、石	○	○	中	1			
				02	80	250	5	10	5	5	5	-	-	70	3	1	人力	①②③④	車両	南	砂	○	○	短	低	2		
				03	20	280	10	3	2	2	3	-	-	80	50	15	人力	⑤	船	南西	砂、石	○	○	長	高	2		
				04	10	100	70	10	3	5	2	-	-	10	3	1	人力	⑤	車両	南西	砂	○	○	短	中	1		
				05	40	830	12	2	2	2	2	-	-	80	5	2	人力	①②③④	車両	南東	砂	○	○	短	低	多		
				06	20	270	3	5	3	3	6	-	-	80	8	3	人力	⑤	車両	西	石	○	○	短	低	2		
				07	30	720	5	5	5	5	5	-	-	75	-	-	人力	③④	車両	南	砂	○	○	短	低	多		
		02	延岡市	02	01	20	20	200	2	2	2	2	2	-	-	90	5	1	人力	③④	車両	南西	砂	○	○	短	低	多
						240	20	0.663	1.5	5	10	10	30	15	-	30	1	1	人力	①②③④	車両	南	砂	×	×	短	低	多
						330	15	0.303	10	12	2	2	2	2	-	80	30	8	人力	③④	車両	東	砂、石	×	×	短	低	多
						380	15	0.263	10	5	5	5	5	-	-	75	5	1	人力	⑤	車両	東	砂	○	○	短	中	2
						300	5	0.033	1	50	10	10	10	10	-	10	-	-	人力	⑤	車両	南	砂、石	×	×	短	低	1
						270	30	0.370	10	3	3	3	6	5	-	80	30	8	人力	③④	車両	南	砂、石	○	○	短	低	2
						200	40	1.750	35	10	3	2	2	3	-	80	大量	不明	人力	⑤	車両	東	砂、石	○	×	中	高	1
						750	20	0.667	50	2	2	2	2	2	-	90	大量	不明	人力	①②③④	車両	南西	砂、石	○	○	短	低	3
03	延岡市	03	04	1000	20	0.100	10	2	2	2	2	-	-	90	50	16	人力	③④	車両	南東	砂	×	×	短	低	多		
				1500	40	0.400	60	2	2	2	2	2	-	90	大量	不明	人力	②③④	車両	東	砂	○	○	短	低	多		
				1400	5	0.200	28	2	2	2	2	2	-	90	大量	不明	人力	⑤	車両	東	砂	○	○	短	低	2		
				1700	5	0.053	9	2	2	2	2	2	-	90	大量	不明	人力	⑤	車両	東	砂	×	×	中	中	3		
				320	30	0.469	15	10	9	2	2	2	-	75	30	16	人力	⑤	車両	東	砂	×	×	中	中	1		
				360	20	1.000	36	2	2	2	2	2	-	90	大量	不明	人力	④	車両	東	砂	×	×	中	中	1		
				05	20	0.360	36	2	2	2	2	2	-	90	大量	不明	人力	④	車両	東	砂	×	×	中	中	1		

表 別-2 海岸毎の海岸漂着物現存量及び海岸特性等／延岡市、門川町、日向市

宮崎県 ユニット 番号	市町村 名	地図番号		海岸 長 (m)	海岸 奥行き (m)	海岸漂着物の状況							チェーンソー の使用		回収 方法	海岸での使用 可能運搬機材 ①:軽トラ ②:トラック ③:リヤカー ④:一輪車 ⑤:なし	海岸か ら一時 保管場 所への 運搬手 段	海岸 の 向き	海岸 基質	植 生 帯 の 有 無	流木の 流失 防止 処置の 可否	アクセス路の 状況					
		区域 番号	海岸 番号			ごみ 10 mあたり ごみ量 (m <sup>3</sup> )	発泡スチ ロール	ペット ボトル	漁業用 フイ	漁網	その他の プラスチック 等	ガラス 金属等	流木	作業 量 (本)								作業 時間	長さ	危 険 度	数		
03	延岡市	04	06	25	0.222	6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	90	5	2	人力	⑤	車両	東	砂	x	中	低	多
			07	8	1.067	8	10	3	2	2	3	-	-	80	30	8	人力	⑤	船	北西	砂、石	○	長	高	1		
			01	430	0.465	20	20	10	7	6	7	-	-	50	50	16	人力	⑤	車両	東	砂、石、大石、岩(平)	○	短	低	1		
			02	220	0.682	15	10	10	5	15	10	-	-	50	30	8	人力	④	車両	北東	砂、石	○	短	低	1		
			03	80	0.125	1	10	10	10	10	30	-	-	30	-	-	人力	①②③④	車両	南西	石	x	短	低	1		
	門川町			04	90	0.222	2	3	10	3	30	1	50	3	1	人力	①②③④	車両	東	砂、石、岩(平)	x	短	低	1			
				05	320	0.219	7	10	20	10	10	20	-	30	-	-	人力	⑤	車両	東	砂、岩(平)、岩(凸凹)	○	中	中	1		
				06	35	0.286	1	20	20	10	10	20	-	20	-	-	人力	⑤	車両	西	砂、石、岩(凸凹)	○	中	中	1		
				07	300	0.100	3	10	10	10	10	10	-	50	-	-	人力	③④	車両	南西	砂	○	短	低	1		
				08	250	0.240	6	2	2	2	2	2	-	90	20	4	人力	①②③④	車両	東	砂	○	短	低	3		
	日向市		05	09	960	0.052	5	5	5	5	5	-	75	20	4	人力	①②③④	車両	東	砂	x	短	低	3			
				10	260	0.385	10	2	2	2	2	2	-	90	40	8	人力	⑤	車両	東	石、大石	x	短	中	1		
				11	380	0.079	3	5	5	5	5	5	-	75	2	2	人力	⑤	車両	南	砂	x	短	低	多		
				12	220	0.091	2	30	6	4	4	6	-	50	1	1	人力	③④	車両	北	砂、石	○	短	低	3		
				13	150	0.133	2	10	10	5	5	10	-	60	5	2	人力	⑤	車両	北	石	○	短	低	1		
日向市		06	01	180	0.278	5	10	10	5	5	10	-	60	10	2	人力	⑤	車両	南	石、大石	○	中	中	2			
			02	70	0.143	1	30	20	10	10	20	-	10	-	-	人力	⑤	車両	南	石、大石、岩(凸凹)	○	中	中	1			
			03	370	0.014	0.5	1	1	1	1	90	1	6	-	-	人力	①②③④	車両	東	砂	○	短	低	多			
			04	140	0.500	7	2	2	2	2	2	-	90	20	4	人力	⑤	車両	南東	石、岩(凸凹)	x	短	低	2			
			05	320	0.031	1	2	2	2	2	2	-	90	3	1	人力	①②③④	車両	南	砂、岩(平)、岩(凸凹)	○	短	低	1			

表別-3 海岸毎の海岸漂着物現存量及び海岸特性等／日向市、都農町、川南町

宮崎県 ユニット 番号	市町村 名	地図番号		海岸 長さ (m)	海岸 奥行き (m)	海岸漂着物の状況						チェンソー の使用		回収 方法	海岸での使用 可能運搬機材 ①: 軽トラクター ②: トラクター ③: リヤカー ④: 一輪車 ⑤: なし	海岸か 一時 保管場 所への 運搬手 段	海岸 の 向き	海岸基質	植 生 帯 の 有 無	流木の 流失 防止 処置の 可否	アクセス路の 状況				
		区域 番号	海岸 番号			ごみ 10 mあたり ごみ量 (m <sup>3</sup> ) A	発泡スチ ロール	ペット ボトル	漁業用 フイ	漁網	その他の プラスチック 金属等	ガラス	流木								作業 量 (本)	作業 時間	長さ	危 険 度	数
04	日向市	06	06	1800	60	0.100	2	2	2	2	2	2	-	90	①②③④	車両	東	砂	○	×	短	低	多		
			07	970	40	0.103	2	2	2	2	2	2	2	-	90	①②③④	車両	東	砂	○	○	中	中	1	
		07	日向市	08	08	750	80	0.067	2	2	2	2	2	2	-	90	①②③④	車両	東	砂	○	○	短	低	1
					01	590	20	0.508	2	2	2	2	2	2	2	-	90	×	車両	南東	砂、石、岩(平)、岩(凸凹)	○	○	長	中
				02	650	30	0.092	2	2	2	2	2	2	2	-	90	×	車両	東	砂、石	×	×	中	中	2
				03	200	30	0.250	2	2	2	2	2	2	2	-	90	③④	車両	東	砂	○	×	短	低	1
				04	70	50	1.429	7	2	2	2	2	2	2	-	85	×	車両	北東	砂、石	○	○	長	高	2
				05	60	10	0.833	5	2	2	2	2	2	2	-	90	×	車両	北東	石、岩(平)、岩(凸凹)	○	○	中	中	1
				06	180	25	0.833	15	2	2	2	2	2	2	-	90	×	車両	東	砂、石、岩(凸凹)	○	○	中	中	2
				07	50	8	1.000	5	2	2	2	2	2	2	-	90	×	車両	南西	砂、石	×	×	短	低	1
05	日向市	08	08	250	30	4.000	2	2	2	2	2	2	-	90	×	車両	南東	砂、石	○	○	中	中	3		
			09	1200	40	0.367	44	2	2	2	2	2	2	-	90	①②③	車両	東	砂	×	×	短	低	多	
		08	都農町	01	01	3100	10	0.400	2	2	2	2	2	2	-	90	×	車両	東	石、大石	×	×	短	低	多
					02	250	15	0.320	8	2	2	2	2	2	2	-	90	×	車両	東	石	×	×	短	低
				03	1050	5~25	0.238	25	2	2	2	2	2	2	-	90	×	車両	東	石、大石	×	○	短	中	1
				04	1740	15	0.287	50	2	2	2	2	2	2	-	90	×	車両	東	石、大石	○	○	短	低	1
				05	1100	25	0.500	55	2	2	2	2	2	2	-	90	×	車両	東	石、大石	○	○	短	低	1
				06	1070	10	0.421	45	7	2	2	2	2	7	-	80	×	車両	東	石、大石	○	×	短	低	3
				07	670	5	0.075	5	2	2	2	2	2	2	-	90	×	不可	東	石、大石	×	×	-	-	不可
				01	1200	20	0.500	60	5	5	5	10	10	10	-	70	②	車両	東	石、大石	○	○	短	低	4
09	川南町	02	02	700	40	1.000	70	5	5	5	5	10	-	75	②	車両	東	石、大石	○	○	短	低	1		
			03	4000	20	0.325	130	5	5	5	10	10	-	70	②	車両	東	砂、石、大石	○	○	短	低	3		
		04	1700	40	0.206	35	5	5	5	5	5	10	-	75	①②③④	車両	東	砂、石	○	○	短	低	2		
		05	160	20	0.188	3	10	5	5	5	5	20	5	55	⑤	車両	東	砂、石、大石	×	×	短	低	1		
10	01	200	40	0.350	7	5	5	5	5	5	-	85	⑤	車両	東	砂	×	×	短	低	2				

表 別-4 海岸毎の海岸漂着物現存量及び海岸特性等／高鍋町、新富町、宮崎市

宮崎県 ユニット 番号	市町村 名	地図番号		海岸 長さ (m)	海岸 奥行き (m)	海岸漂着物の状況						チェーンソー の使用		回収 方法	海岸での使用 可能運搬機材 ①:軽トラ ②:トラック ③:リヤカー ④:一輪車 ⑤:なし	海岸か 一時 保管場 所への 運搬手 段	海岸 の 向き	海岸基質	植 生 帯 の 有 無	流木の 流失 防止 処置の 可否	アクセス路の 状況						
		区域 番号	海岸 番号			ごみ 全量 (m <sup>3</sup> ) A	海岸10 mあたり ごみ量 (m <sup>3</sup> )	発泡スチ ロール	ペット ボトル	漁業用 ブイ	漁網	その他の プラスチック 金属等	ガラス								流木	作業 量 (本)	作業 時間	長さ	危険 度		
06	高鍋町	10	02	3,800	20	1,053	400	5	5	5	5	5	5	5	5	5	不明	人力	①②③④	車両	東	砂、石	○	○	短	低	多
			03	180	20	1,867	30	5	5	5	-	-	-	-	-	-	24	人力	⑤	船	東	石、大石	○	○	-	-	不可
			04	420	25	0,714	30	5	5	5	-	-	-	-	-	-	30	人力	①②③④	車両	東	砂、石、大石	×	×	短	低	多
			05	2,450	50	0,204	50	10	10	10	-	-	-	-	-	-	40	人力	①②③④	車両	東	砂、石	○	○	短	低	4
	新富町	11	01	1,600	0	0,125	20	-	5	5	5	5	5	5	5	8	人力	④	車両	東	砂	○	○	短	低	2	
			02	3,750	40	0,107	40	5	5	5	-	-	-	-	-	40	人力	②④	車両	東	砂	○	○	短	低	多	
			01	650	35	0,462	30	5	5	5	-	-	-	-	-	32	人力	①②③④	車両	東	砂	○	×	短	低	多	
	宮崎市	12	02	1,300	20	0,077	10	5	5	5	-	-	-	-	-	4	人力	①②③④	車両	東	砂	○	×	短	低	3	
			03	1,450	30	0,207	30	5	5	5	-	-	-	-	-	40	人力	①②③④	車両	東	砂	○	○	短	低	1	
			01	800	20	0,013	1	30	20	20	-	-	-	-	-	-	人力	⑤	車両	東	砂	○	○	短	低	1	
			02	2,600	30	0,038	10	5	5	5	-	-	-	-	-	10	人力	①②③④	車両	東	砂	○	×	短	低	2	
	07	宮崎市	13	03	30	30	0,017	0,05	20	20	20	-	-	-	-	-	-	人力	①②③④	車両	東	砂	×	×	短	低	多
				04	550	35	0,109	6	5	10	5	-	-	-	-	-	-	人力	①②③④	車両	東	砂	○	○	短	低	1
				01	166	140	9,337	155	5	5	5	-	-	-	-	-	大量	不明	人力	×	車両	東	砂、石、大石	○	○	-	-
02				350	55	0,857	30	5	5	5	-	-	-	-	-	24	人力	①②③④	車両	東	砂	○	○	短	低	3	
03				420	90	0,238	10	5	5	5	-	-	-	-	-	8	人力	④	車両	東	砂	○	○	短	低	1	
04				700	35	0,571	40	5	5	5	-	-	-	-	-	40	人力	④	車両	東	砂	○	○	短	中	1	
05				1,500	15	0,433	65	5	5	5	-	-	-	-	-	大量	不明	人力	②③④	車両	東	砂	○	○	短	低	2
07	宮崎市	14	01	650	60	0,385	25	5	5	5	-	-	-	-	16	人力	①②③④	車両	東	砂	×	×	短	低	3		
			02	260	40	1,538	40	5	5	5	-	-	-	-	24	人力	②③④	車両	東	砂	×	×	短	低	1		
			03	2,300	10	0,100	23	5	5	5	-	-	-	-	16	人力	③④	車両	北東	砂	×	×	短	低	1		
			04	400	10	0,001	0,05	20	20	20	-	-	-	-	-	-	人力	①③④	車両	南	砂	×	×	短	低	1	
			05	90	30	0,222	2	5	5	5	-	-	-	-	1	人力	①②③④	車両	東	砂	○	○	短	低	1		
			06	400	15	0,125	5	5	5	5	-	-	-	-	-	-	人力	①②③④	車両	東	砂	×	×	短	低	3	
			07	1,000	20	0,050	5	10	10	5	-	-	-	-	2	人力	①②③④	車両	北東	砂	○	×	短	低	4		

表 別-5 海岸毎の海岸漂着物現存量及び海岸特性等／宮崎市、日南市

宮崎県 ユニット 番号	市町村 名	地図番号		海岸 長さ (m)	海岸 奥行き (m)	海岸漂着物の状況							チェンソー の使用		回収 方法	海岸での使用 可能運搬機材 ①:軽トラク ②:トラクター ③:リヤカー ④:一輪車 ⑤:なし	海岸か ら一時 保管場 所への 運搬手 段	海岸 の 向き	海岸基質	植生帯 の有無	流木の 流失 防止 処置の 可否	アクセス路の 状況					
		区域 番号	海岸 番号			海泡スチ ロール	ペット ボトル	漁業用 フイ	漁網	その他の プラスチック	ガラス 金属等	流木	海 岸 10 mあたり ごみ量 (m <sup>3</sup> )	ごみ 全量 (m <sup>3</sup> ) A								作業 量 (本)	作業 時間	長さ	危険 度	数	
08	宮崎市	16	01	220	30	0.909	20	5	5	5	-	5	-	80	15	16	人力	⑤	船	東	砂、石、大石	○	x	-	-	不可	
			02	300	20	0.500	15	5	5	5	-	5	-	80	15	16	人力	①②③④	車両	東	砂、石、大石、岩(凸凹)	x	x	短	低	2	
			03	210	60	0.143	3	20	10	10	-	10	-	50	4	3	人力	x	車両	南東	砂、石、大石、岩(平)	x	x	短	低	1	
			04	250	15	1.200	30	15	5	5	-	10	-	65	10	8	人力	x	船	南東	砂、石	x	x	-	-	不可	
			05	500	25	1.200	60	10	5	5	-	5	-	75	40	40	人力	①②③④	車両	東	砂	x	x	短	低	2	
			06	260	15	0.385	10	10	5	5	-	10	-	70	14	16	人力	x	車両	東	砂、石、大石、岩(平)	○	○	短	中	1	
			07	750	15	0.067	5	5	5	5	-	5	-	80	3	2	人力	①②③④	車両	東	砂	x	○	短	低	多	
			08	290	15	0.345	10	20	5	5	-	10	5	55	12	16	人力	x	車両	北東	砂、石、大石	x	x	中	低	1	
			09	130	10	0.154	2	20	5	5	-	20	-	50	5	4	人力	x	車両	南東	石、大石、岩(平)	x	x	短	低	1	
			10	360	15	0.139	5	10	5	5	-	5	-	75	8	8	人力	①②③④	車両	東	砂	x	x	短	低	3	
			11	420	30	0.714	30	10	5	5	-	5	-	75	40	40	人力	x	車両	東	砂	x	x	短	中	2	
01																		南東									
02	300	20	0.667	20	15	10	5	-	15	5	50	25	24	人力	x	車両	東	石、大石、岩(平)	○	○	中	中	1				
03																		南西									
04	800	5	0.006	0.5	10	10	10	20	30	-	20	-	-	人力	x	車両	東	砂、石、大石	x	x	短	高	2				
05	800	20	0.500	40	10	5	5	-	10	-	70	30	24	人力	x	車両	東	石、大石	○	○	短	低	4				
06	150	20	0.007	0.1	60	5	-	-	5	-	30	-	-	人力	x	車両	南	石、大石	x	x	短	低	1				
07	460	70	0.435	20	5	5	5	-	10	-	75	5	5	人力	①②③④	車両	南東	砂、石、大石	○	x	短	低	2				

表 別-6 海岸毎の海岸漂着物現存量及び海岸特性等／日南市、串間市

宮崎県 ユニット 番号	市町村 名	地図番号		海岸 長さ (m)	海岸 奥行き (m)	海岸漂着物の状況						チェーンソー の使用		回収 方法	海岸 での使用 可能運搬機材 ①:トラクター ②:リヤカー ③:一輪車 ④:なし	海岸か ら一時 保管場 所への 運搬手 段	海岸 の 向き	海岸 基質	植 生 帯 の 有 無	流木の 流失 防止 処置の 可否	アクセス路の 状況					
		区域 番号	海岸 番号			海 岸 10 mあたり ごみ量 (m <sup>3</sup> )	ごみ 全量 (m <sup>3</sup> )	発泡スチ ロール	ペット ボトル	漁業用 フイ	漁網	その他の プラスチック	ガラス 金属等								流木	作業 量 (本)	作業 時間	長さ	危 険 度	
09	日南市	17	08	5	0.000	0	-	-	-	-	-	-	-	-	人力	x	船	東	砂	x	中	低	1			
			09	15	0.833	10	15	10	5	-	10	-	60	5	4	人力	x	車両	東	砂	x	短	低	2		
		18	01	400	10	0.075	3	5	10	5	-	30	-	50	2	1	人力	x	車両	北東	砂、石	x	短	低	2	
				02																南						
		19	03	280	15	1.786	50	5	5	5	5	-	75	30	24	人力	③④	車両	北東	砂	○	短	低	1		
				04	210	10	0.143	3	15	10	10	-	10	5	50	2	1	人力	④	車両	南	砂	○	短	低	2
		20	05	440	20	0.227	10	10	5	5	-	5	-	75	5	3	人力	①②③④	車両	東	砂	x	長	低	3	
				06	120	30	3.333	40	5	5	5	-	5	-	80	32	32	人力	x	車両	東	砂	x	短	低	1
		21	07																	北						
				08	270	20	0.222	6	30	10	10	-	10	-	40	2	3	人力	x	船	南東	砂、石、大石	○	長	中	1
		22	09	410	20	0.098	4	5	5	5	5	-	5	-	75	3	3	人力	①②③④	車両	東	砂、石、大石	○	短	低	1
					10	110	10	0.045	0.5	10	20	10	20	20	-	20	-	-	人力	①②③④	車両	南西	石、大石	x	短	低
	23	12	620	10	0.048	3	10	20	20	-	20	-	30	1	1	人力	x	車両	東	砂、石	x	短	低	2		
				01	350	5	0.086	3	10	10	10	-	20	-	50	2	3	人力	x	船	北	石、大石	x	長	中	1
	24	02	800	10	0.075	6	10	5	5	-	10	-	70	5	4	人力	x	船	東	大石、岩(平)	x	長	高	2		
				03	180	25	0.111	2	20	20	20	-	20	-	20	-	-	人力	⑤	車両	北	砂	x	短	低	1
	25	04	70	15	0.029	0.2	25	25	10	-	20	-	20	-	-	人力	③④	車両	南東	砂、石	○	短	低	1		
				05																東						
	26	06																	南							
			01	1,700	30	0.500	17	10	10	10	10	20	-	40	85	85	人力	⑤	車両	東	砂	○	中	低	2	
	27	02	900	20	0.222	20	20	10	10	-	10	-	50	8	8	人力	①②③④	車両	北東	砂、石、大石	○	短	低	1		
				03	640	30	0.125	8	10	5	5	10	-	65	4	1	人力	⑤	車両	南東	砂、大石	○	短	低	1	
	28	04	440	30	0.114	5	5	5	5	5	5	-	75	5	2	人力	⑤	車両	南東	砂、石、大石	○	短	高	1		
				01	550	20	0.127	7	5	5	5	30	5	50	3	2	人力	③④	車両	東	砂	○	短	低	2	
29	02	1,100	25	0.273	30	5	5	5	10	5	-	70	10	8	人力	⑤	車両	東	砂、石、大石	○	短	低	1			
			03																南							
30	04	1,220	15	0.574	70	5	5	5	-	5	-	80	50	40	人力	③④	車両	西	石、大石	x	短	低	2			

表別-7 海岸毎の海岸漂着物現存量及び海岸特性等／串間市

宮崎県 ユニット 番号	市町村 名	地図番号		海岸 長 (m)	海岸 奥行き (m)	海岸漂着物の状況							チェンソー の使用		回収 方法	海岸での使用 可能運搬機材 ①:軽トラ ②:トラック ③:リヤカー ④:一輪車 ⑤:なし	海岸か ら一時 保管場 所への 運搬手 段	海岸 の 向き	海岸基質	植 生 帯 の 有 無	流木の 流失 防止 処置の 可否	アクセス路の 状況					
		区域 番号	海岸 番号			ゴミ 全量 (m <sup>3</sup> ) A	海岸10 mあたり ごみ量 (m <sup>3</sup> )	発泡スチ ロール	ペット ボトル	漁業用 ブイ	漁網	その他の プラスチック 等	ガラス 金属等	流木								作業 量 (本)	作業 時間	長さ	危険 度	数	
10	串間市	21	05	05	460	15	0.326	5	5	5	-	5	-	80	7	5	人力	③④	車両	南	砂、石	○	×	短	低	2	
			06	06	100	15	3.000	10	5	5	-	5	-	75	15	16	人力	④	車両	南東	砂、石	×	×	短	低	1	
			07	07	450	15	0.044	2	10	10	30	20	-	20	1	1	人力	⑤	船	南西	砂、石	×	×	-	-	不可	
			08	08	265	25	1.132	30	5	5	5	-	5	-	80	25	16	人力	③④	車両	南	砂、石	○	×	短	低	2
			09	09	900	20	0.778	70	5	5	5	-	5	-	80	40	32	人力	⑤	車両	西	石、大石	○	○	短	低	3
			01	01	470	15	0.043	2	10	10	10	-	10	-	60	2	1	人力	③④	車両	西	砂	○	○	短	低	4
			02	02	1,200	30	0.583	70	5	5	5	-	5	-	80	40	40	人力	①②③④	車両	南西	砂、岩(平)	○	○	短	低	3
			03	03	1,600	70	0.500	80	5	5	5	-	5	-	80	30	32	人力	①②③④	船	南西	砂	○	○	短	低	2
			04	04	80	15	0.625	5	5	5	5	-	5	-	80	-	-	人力	⑤	車両	南西	砂、石、大石、岩(凸凹)	×	×	短	低	1
			05	05	800	40	0.500	40	5	5	5	5	-	75	5	4	人力	①②③④	車両	南	砂	○	×	短	低	3	
11	串間市	22	06	06	130	80	0.769	10	5	5	-	5	-	80	8	8	人力	③④	車両	南	砂、大石	○	○	短	低	1	
			07	07	1,500	35	0.100	15	20	5	5	-	65	5	5	人力	③④	車両	南	砂	○	○	短	低	1		
			08	08	200	20	0.350	7	5	5	-	40	5	-	45	1	2	人力	①②③④	車両	南西	砂、大石	○	○	短	低	多
			09	09	210	20	1.905	40	5	5	5	-	5	-	80	10	8	人力	①②③④	車両	南	砂	○	○	短	低	2
			10	10	80	15	0.375	3	5	5	-	15	-	75	2	2	人力	⑤	車両	南西	砂、石	○	○	短	中	1	

## 2 宮崎県海岸漂着物対策推進協議会設置要綱

### 宮崎県海岸漂着物対策推進協議会設置要綱

令和2年11月10日

環境森林部循環社会推進課

(設置)

第1条 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき、宮崎県海岸漂着物対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第14条第1項に規定する地域計画の作成又は変更に関すること。
- (2) 海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他海岸漂着物等の対策に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は、環境森林部長が招集する。

- 2 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を主宰する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、本協議会委員以外の者を協議会に出席させることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、環境森林部循環社会推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、環境森林部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月10日から施行する。

別表（第3条関係）

宮崎県海岸漂着物対策推進協議会委員名簿

区分	職名等
県関係	循環社会推進課長 自然環境課長 森林経営課長 農村整備課長 水産政策課長 漁業管理課長 河川課長 港湾課長
関係行政機関	宮崎市環境政策課長 都城市環境業務課長 日向市環境政策課長 綾町町民生活課長 美郷町町民生活課長
関係団体等	宮崎県漁業協同組合連合会 漁政部次長 宮崎県森林組合連合会 森林整備課長 防災フィットネス協会 代表理事 特定非営利活動法人大淀川流域ネットワーク 代表理事
学識経験者	宮崎大学 副学長 鹿児島大学 産学・地域共創センター 特任教授